

社会保障審議会少子化対策特別部会保育第二専門委員会

第1回(8/6)～第6回(11/24)における委員等から出された主な議論

(目次)

1 多様なサービス類型について

○ 必要な子どもに保育を保障するための基本的な考え方	3
・ 公的保育サービスに必要な観点	3
○ 多様なサービス類型の必要性	5
○ 多様なニーズへの対応	
① 家庭的保育サービス	6
② 小規模保育サービス	9
③ 短時間勤務等	10
④ 早朝・夜間・休日保育	10
⑤ 事業所内保育施設	11
⑥ 住所地以外の保育サービス利用	12
⑦ 人口減少地域における対応	13
○ 認定こども園の活用	14
○ 一時預かり	15
○ 訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ	15
○ その他	16

2 参入の仕組みについて

○ 基本的な考え方	17
○ 指定の仕組みの必要性	18
○ 指定の法的性質	19
○ 指定と認可の関係	19
○ 指定基準の考え方	20
○ 認可保育所が果たすべき役割の整理	22
○ 適正なサービス確保	22
○ 休廃止の際のサービス確保	23
○ 運営費の用途制限	24
○ 運営費の用途制限の範囲	26
○ 配当	27
○ 会計処理	28
○ その他	29

1 多様なサービス類型について

項目	論点及び意見
<p>○ 必要なすべての子どもに保育を保障するための基本的な考え方</p>	<p>◎ 公的保育サービスの対象の考え方としては、質の確保を図りながら、量的拡大を図ることが必要。そのためには現在の認可外保育施設も含め、客観的基準（最低基準）を満たした事業者を新制度の費用の支払いの対象とすることを基本とする。</p> <p>◎ すべての子どもにとって公的保育を保障する観点と、多様なニーズへの対応の観点から、サービスの質を確保しつつ、多様なサービス類型について、公的保育サービスとして位置づける必要があることは共通認識。</p> <p>◎ 人口減少地域においても保育サービスが提供できる仕組みが必要。</p> <p>◎ 市町村がサービス提供体制の確保を果たす責務があり、国・地方を通じて、そのために必要な財源の安定的確保が必要。</p>
<p>・ 公的保育サービスに必要な観点</p>	<p>◆ 「新たな保育の仕組み」においては、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与（例外ない公的保育の保障）</p> <p>①子どもに対する保育保障する仕組み →必要な子どもすべてにサービスが行き届く必要。</p> <p>②潜在ニーズの顕在化にも対応できる仕組み →ニーズに応じたサービス提供事業者の量的拡大が図られることが必要。</p> <p>③多様な保育ニーズに対応できる仕組み →多様な給付メニューが必要。</p> <p>④人口減少地域においても必要な保育サービスが提供できる仕組み →小規模サービス等について、検討が必要。</p>

◆ 公的保育サービスの対象の考え方としては、質の確保を図りながら、量的拡大を図ることが必要。そのためには現在の認可外保育施設も含め、客観的基準（最低基準）を満たした事業者を新制度の費用の支払いの対象とすることを基本とする。

○ 公的保育サービスに必要な観点は、

- ・ すべての子どもに質・量の確保されたサービスを保障をすること
- ・ 制度全体として安定的な財源が確保された下で、サービスの質が確保され、サービスの継続利用・提供が安定的に確保されること（事業者による安定的事業運営、サービスの継続利用が保障される仕組み）
- ・ これらが公的な制度として担保され、国・自治体がそれぞれの役割を果たすこと。

○ 市町村がサービス提供体制確保の責務をきちんと果たすことが必要であり、そのために必要な財源の安定的な確保を国・地方を通じて図っていくことが前提となる。

○ いわゆる「定型的保育サービス」と「非定型的保育サービス」がかつてほど明確に線引きできない部分がある。定型的保育サービスもいくつかのパターンが必要

非定型的保育サービスも、認可保育所の機能を拡大する方向を考えるとともに、すでにあるインフラの活用、多様な主体によるサービスがあってもよいのでは。

◆ すべての子どもにとって公的保育を保障する観点と、多様なニーズへの対応の観点から、サービスの質を確保しつつ、多様なサービス類型について、公的保育サービスとして位置づける必要があるのではないか。

○ 多様なニーズが存在し、それに対応していくことが必要というのは共通認識。

○ すべての保育ニーズを認可保育所や現在の保育制度ですべて吸収しようとするのは現実的ではない。

現在の保育要件を満たしていない人も実際には保育のニーズ・子どもを預けたいというニーズはあり、そのような人たちも利用できる、定期的な短時間利用など、多様な保育サービスの受け皿を用意することが必要。

○多様なサービス類型の必要性

- ◎ 公的保育サービスについては、多様なサービス類型が必要。その際、認可保育所を質・量ともに拡充することを基本に置きつつ、既にある社会的資源の活用を図るという考えが大事。
- ◎ 多様なニーズに応えるために、家庭的保育、小規模保育、保育所分園などの活用が必要。
- ◎ 自治体単独施設等について、一定水準以上の施設を計画的に最低基準到達支援が必要。また、基準を下回る施設利用者についての公平性の確保の検討が必要。

- ◆ 一定の客観的基準を満たした施設について、費用支払いの対象とすることが必要。
- ◆ 家庭的保育、小規模保育、保育所分園などの活用が必要。
- ◆ 以下の課題についても検討が必要。
 - ・ 自治体単独施設等について、一定水準以上の施設を経過的に最低基準到達支援をすることが必要。
 - ・ 基準を下回る施設利用者についての公平性の確保が必要。
- 多様なサービスについては、保育所保育を基本に置きながら、認可保育の拡大を最優先の課題として位置づけるべき。その上で「選択しうるサービス」の領域を増やし、子どもの発達・安全性の観点から、それらのサービスの質を高めていくということには賛成。
- 量的拡大ニーズとニーズの多様化は、費用を負担する国民のニーズであり、費用負担の納得が得られるよう、認可保育所を質・量ともに拡充することを基本としつつ、同時に多様な社会資源を排除しないという考えが大事。
- 多様なサービスを考えるにあたり、すでにある事業者・インフラを活用しながら、拡充を行う必要。
- 「公的保育サービス」の対象範囲に基準を下回る施設を入れることは、保育の質を引き下げることにつながるため、容認できない。
- 「基準を下回る施設利用者についての公平性の確保」については、このような施設の利用者・子どもに対して権利擁護が必要。質の低い保育を公が認め、推進していくことはあってはならず、最低基準を確保し認可を取得することを前提とするよう、質の確保と財源確保を図るべき。

○ 多様なニーズへの対応①（家庭的保育サービス）

- ◎ 家庭的保育については、量的拡大の受け皿として拡充するとともに、多様なニーズとして拡充することが必要。
- ◎ 家庭的保育サービスについては、公的保育サービスの一つとして位置づける必要。
- ◎ 3歳以上児となる際の集団保育への連携について、配慮が必要。
- ◎ 家庭的保育については、
 - ・ 自治体の実施体制の確保、研修体制の確保、家庭的保育の支援者・連携保育所の役割の整理などが課題。
 - ・ 家庭的保育者が孤立した働き方とならないよう、補助者も含め複数人による体制の確保などにより、安定・安心な事業実施のための仕組みを検討。

- ◆ 家庭的保育について、量的拡大の受け皿として拡充するとともに、多様なニーズへの対応として、拡充することが必要。
- ◆ 家庭的保育サービスについては、公的保育サービスの一つとして新しい保育の仕組みに位置づける必要。
- ◆ 3歳以上児となる際の集団保育への連携について、配慮することが必要。
- 分園、家庭的保育など、小規模サービスについて、自治体ごとに差がある現状。普及していないことについての分析が必要。
- そもそも家庭的保育がなぜ伸びないのか分析が必要。家庭的保育を提供したいという事業者がいるのか。サービスの提供者側にそのようなニーズがないのでは。そのあたりの精査も必要。

(課題分析したもの(第3回事務局資料))

- 家庭的保育の実施のための体制整備は、自治体の責任で実施すべき。
- 自治体の支援の体制や、費用支払いの仕組みなど、家庭的保育の仕組みは自治体によってまちまちであるのが現状。
- 家庭的保育者個人が利用者の選定、休暇の場合の代替の確保を図る場合など、負担が大きく、自治体の支援体制を確保する必要がある。

- 家庭的保育者の確保のためには、研修体制の充実、環境整備が必要。
- 孤立した不安定な働き方から、支援・連携体制の確保や共同化などで安定・安心な働き方を実施することにより、家庭的保育者を確保
- 月～土をフルで働きたいという希望者は未だに多くなく、空いた時間に働きたいというニーズが多い状況。家庭的保育の補助者から徐々に本格稼働といったモデルも活用が考えられるのではないか。

- 家庭的保育を支援する体制の確保のためには、家庭的保育者を支援する体制として、家庭的保育支援者の養成や、家庭的保育の補助者の確保が必要。
- また、保育所等との連携のために、連携保育所の果たすべき役割、家庭的保育者と保育所の連携の方法を、きちんと整理する必要。

- 家庭的保育については、保育者2人以上の体制(保育者2人で子ども数6人程度、うち保育者1人は有資格者)を確保すべき。
- 家庭的保育については、保育の質の観点から、本来的には資格要件については確保すべき。密室性を回避するため、特に3歳以上児の集団保育の観点からも、認可保育所との連携強化を図る必要。
- 家庭的保育事業において、認可保育所が積極的に関わるためのインセンティブが働く仕組みが必要。また、3歳以上における保育所保育の保障と、希望した場合の保育所への連続性のある移行を図る仕組みが必要。

- 独立した家庭的保育者が集まって行うのは非現実的。保育者に補助者をつけるかたちで横浜では実施している。それが非常に現実的。
- 家庭的保育を公的保育サービスとして位置づけるならば、一人で保育するのはよくない。一人で保育するのはリスクがあるというということと、保育者の職場として一人親方的な職場はよくない。ファミリー・サポート・センターやベビーシッターは組織が関与しているので、研修や指導を受けることができる。
- そもそも、家庭的保育が事業としてなりたちうるのか、ということが問題。その上で、家庭的保育の検討会の中でも質の確保のためには保育士であること、フォローアップ研修や連携保育所など、必要との議論があった。
- 一人でやっているのはすべてダメというのではなく、例えば、NPO 法人が家庭的保育者を複数集めネットワーク化しお互いの補完体制をサポートするような事業に対して助成するモデルなど、いろいろなやり方が考えられるのではないか。

◆ 家庭的保育者が複数集まって実施する仕組みも考えられるのではないか。

- 家庭的保育、分園は、単体ではなく、本園となる保育所が中心となってネットワークのようにつながって実施していくことが必要。
- 過疎地においての家庭的保育の活用としては、例えば公立保育所が閉鎖をする場合に、保育所の職員等がその地域に保育活動を残すために家庭的保育を複数の保育者により実施するというスキームが考えられるのではないか。その場合には、一人の保育者が3人の子どもの保育を行うという形ではなく、保育者がチームを組んで子どもを保育する仕組みがよいのではないか。
- 保育士が家庭的保育をする際、そのための研修が必要なように、家庭的保育者の連合体のようなものについては、保育士同士の連携等のトレーニングが必要。
- 家庭的保育事業の保育士が複数集まった形で実施する小規模サービスのモデルは、認可外保育施設を推進することになり、基準の低下を招くことから、容認できない。

○ 多様なニーズへの対応
② (小規模保育サービス)

- ◎ 量的拡大の受け皿としての拡充と、多様なニーズへの対応としての拡充が必要。
- ◎ 小規模サービスについては、
 - ・ 小規模定員の保育所や、過疎地における多機能型の保育所の導入の仕組みが必要。その際、定員の引き下げや小規模サービスを維持できる財政保障が必要。
 - ・ 複数の保育士等が集まって行う小規模サービスの仕組みも検討。
 - ・ 中心となる保育所が共通機能を持ちつつ、分園を推進する連携する仕組みも検討。

- ◆ 量的拡大の受け皿としての拡充（特に0～2歳児）と多様なニーズへの対応としての拡充が必要。
- ◆ 小規模サービスは、大規模施設と比較して、初期投資費用が軽微であることから、機動的な設置が可能。
- ◆ へき地などの人口減少地域などにおける小規模定員の保育所や、多機能型の保育所の導入が必要。
- ◆ 家庭的保育者が複数集まった形で実施する小規模サービスの仕組みについて検討が必要。
- ◆ 中心となる保育所が共通機能を持ち、分園を複数持つ場合や別の法人が分園を設置する仕組みの検討。

- 小規模保育については、過疎地域対策と待機児童対策の両方に期待されているのではないかと。
過疎地域対策としての小規模サービスについては、もう少し定員を引き下げることができないのか。現在認定こども園では10名で保育として認められていることも参考になるのではないかと。
- 保育ニーズへの解決のためには、小規模保育を認めていくということが必要。例えば、最小規模を5名とし、家庭的保育、延長保育、一時預かり、休日保育、相談事業、児童クラブ等の各種事業を多機能に提供する仕組みを積極的に導入可能な仕組みとすべきではないか。その際、小規模サービスを維持できる財源確保が必要。
- 小規模の認可保育所は、人口減少地域のみではなく、待機児童が発生している都市部でも、有効。最低基準の下に20人未満の定員でも柔軟に運営できる小規模保育所を認めるべき。
- 認可保育所の小規模化は、都市部の待機児童解消に向けた効果があるのではないかと。
- 機能を特化した小規模保育所～乳児、病児・病後児等は、都心部の待機児童対策に有効ではないかと。

<p>○ 多様なニーズへの対応 ③ (多様な働き方：短時間勤務等)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 短時間勤務等の「通常保育」のみでは対応しきれないニーズに対応するサービス類型が必要。</p> <p>◎ 量的拡大の受け皿や短時間勤務等の多様なニーズの受け皿として、認定こども園制度の充実が必要。</p> </div> <p>◆ 短時間勤務等の「通常保育」のみでは対応しきれないニーズに対応するサービス類型が必要ではないか。</p> <p>◆ 量的拡大の受け皿や短時間勤務等の多様なニーズの受け皿として、認定こども園制度の充実が必要ではないか。</p> <p>○ 現在の保育要件は満たしていない人も、現在の通常保育のような長時間の保育ではなく、定期的に短時間利用できる保育を望むニーズがある。これらの人たちが利用できる保育の受け皿を用意することが必要。(再掲)</p> <p>○ 例えば、職業訓練や求職期間、あとは短時間勤務からフルタイムへと、結婚や出産を理由に労働市場の外にいた人たちが非就労から就労に移行する経過というのは多様。その意味で、すべての子どもに対する保育サービスを整備することは意義があると思う。</p> <p>○ 多様なニーズへの対応のためには、財源をきちんと担保し、短時間利用者・一時預かり利用者のための質の確保された量の整備を行うことが必要。また、認可保育所ですべてのニーズは受け入れられるものではなく、ワークライフバランス等の推進などとともに、包括的な推進が必要。</p>
<p>○ 多様なニーズへの対応 ④ (多様な働き方：早朝・夜間・休日保育)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 個々の子どもに対する保障といった仕組みに十分対応できる認可保育所等の受け皿拡充が必要。</p> <p>◎ すべての子どもに公的保育を保障する観点から、現状として認可外保育施設で対応されているものについて公的保育サービスの一類型として位置づけていくことを検討するとともに、子どもの育ち、生活リズムといったことを基本を考えつつ、通常の昼間の保育とは異なる早朝・夜間の特性を踏まえた基準の在り方の検討が必要。</p> <p>◎ その際、子どもの視点に立って、夜間保育等の充実だけを前提にせずに働き方の見直しを進めることも必要。</p> </div> <p>◆ 個々の子どもに対する保障といった仕組みに十分対応できる認可保育所等の整備による受け皿拡充が必要。</p> <p>◆ すべての子どもに公的保育を保障する観点から、以下の課題について検討が必要。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状として認可外保育施設において対応されているものについて、公的保育サービスの一類型としての位置づけが必要。 ・ 昼間の保育とは、異なる早朝・夜間保育の特性（就寝時間を挟むこと等）に合った形の基準の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間保育についても、子どもの育ち、生活リズムといったことを基本的に考える必要がある一方、現実にニーズが存在。質の確保を図っていくことが必要。 ○ 多様な就労の仕方といえども、子どもにひずみが来る働き方が果たしてよいのか。小さな子どもを育てている世代ほど、企業は守るべきで、その世代に限っては夜間保育が必要となるような働き方をさせないということもあるはず。その努力をせずに、夜間保育などの保育の形態ばかり用意したら子どもの育ちは守れない。 ○ 早朝・夜間帯保育は昼間の保育よりも、より個別的なケアを必要とするため、手厚い人員配置・環境整備とすることが必要。 ○ 「休日」に働く人がいるのは事実であり、休日保育にも十分配慮すべき。 ○ 病児・病後児はとても重要。いつ起こるか分からない状況において、仕組み方は難しいと思うが、そこは逃げないで真剣に考えていってほしい。 ○ 様々なニーズがあるということを受け止めた上で、より質の高いものを用意していく必要。 ○ 休日や病児・病後児はなぜ増えないのか。事業者へのインセンティブ付けが足りないと思う。
<p>○ 多様なニーズへの対応 ⑤（事業所内保育施設）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所内保育施設についても、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべき。 ◎ その際、事業所内保育施設が福利厚生の一環としての側面を持つことにつき、整理が必要。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所内保育施設についても、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべきではないか。 ◆ その際、事業所内保育施設が従業員への福利厚生という側面を有している点についてどのように整理するか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所内保育施設は、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべき。 ○ 事業所内保育施設が福利厚生の一環としての側面を持つことにつき、何らかの整理が必要。 ○ 福利厚生として始まった事業所内保育施設を公的保育サービスとして位置づけるに当たっては、最低基準に準拠して整備を推進することが必要。
<p>○ 多様なニーズへの対応 ⑥（住所地以外の保育サービス利用）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 住所地市町村以外の保育サービスを利用する子どもへの保障をしていくことが必要。 ◎ 保育サービスは、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることも踏まえつつ、住所地以外の保育サービスを考える必要。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 個々の子どもに対する保障といった仕組みとしていく上で、住所地市町村以外の保育サービスを利用する子どもへの保障をしていく必要があるか。 ◆ 職場の近くにおける保育ニーズについて、親と子どもの生活を重視する観点も踏まえ、事業所内保育所以外でも保障可能な仕組みを検討する必要があるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地以外の保育サービスの利用は特例とすべき。 ○ 市町村合併による施設の統廃合等により住所地以外の市町村の保育サービスの利用ニーズは増加。 ○ 人口減少地域においては職場が住所地以外にしかないこともある。そのような場合には、職場のある自治体の保育所にあずけていることが多い。そのような現状が困ることがないように配慮してほしい。

○多様なニーズへの対応
⑦(人口減少地域における対応)

- ◎ 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けることができるよう、小規模サービス類型が必要。
- ◎ へき地保育所も含め、過疎地における小規模サービスについては、相応の財政支援が必要。
- ◎ 多機能型サービスについては、
 - ・多様な保育・子育てニーズに対応するシステムとして、多機能型を積極的に導入可能な制度とするべき
 - ・過疎地対策としての家庭的保育者がチームを組んで子どもをみる仕組みもありうるのではないか
 - ・過疎地においては認定こども園の活用が考えられるが、その際、多機能型とすることが考えられるのではないかなどの意見も踏まえて検討が必要。

- ◆ 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けることができるよう、小規模サービス類型の必要性とその場合の基準等の在り方の検討が必要。
 - 過疎地において、小規模施設を考えるとときには、経営がなりたつような配慮が必要。
 - 人口減少地域における保育サービスについては今後数年内にクローズアップされる大きな問題。詳細な議論をする必要。
 - 過疎地域対策としての小規模サービスについては、もう少し定員を引き下げることができないのか。現在認定こども園では10名で保育として認められていることも参考になるのではないか。(再掲)
- ◆ 「へき地保育所」における財政支援が一定の水準にとどまっており、こうした地域の厳しい状況と地域の子ども集団の保障の観点から、相応の財政支援が不可欠ではないか。
 - へき地保育所については、過疎地の保育需要を支えているにもかかわらず、財政支援が一定水準にとどまっている。過疎等で子どもが少ない地域に会っては、子どもの育みに厳しい状況と子ども集団の保障の観点から、財政支援を図る必要。

	<p>◆ 多機能型サービスを位置づける場合の対象地域をどう考えるか。また、その基準の在り方をどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な保育・子育て支援ニーズに対応するシステムとして、多機能型を積極的に導入可能な制度にする。 ○ 過疎地における家庭的保育の活用としては、例えば公立保育所が閉鎖をする場合に、保育所の職員等がその地域に保育活動を残すために家庭的保育を複数の保育者により実施するというスキームが考えられるのではないか。その場合には、一人の保育者が3人の子どもがいるという形ではなく、保育者がチームを組んで子どもをみる仕組みがよいのではないか。(再掲) ○ 過疎地においては、小規模型よりも多機能型の認定こども園というのがよいのではないか。 ○ 幼稚園がない地域における保育所の役割は重要で、多機能とすることでより多様な子育てニーズへの対応が可能となる。必ずしも「認定こども園」にする必要はない。 ○ 過疎地においては、一人二人のためのサービスだと、市町村が認めない場合にはできない状況。過疎地であっても、一人の個人が必要であれば、多様なサービスが提供できるようなサービスにしてほしい。
<p>○ 認定こども園の活用</p>	<p>◎ 認定こども園について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可されていない幼稚園機能・保育園機能部分への財政支援、二重行政の事務負担の解消を図り、より積極的な支援をしていくべき ・ 地方の状況からは、幼稚園・認定こども園を含めた就学前施策全体で考えるべき、都市部は待機児童対策として幼稚園側への積極的な支援をしていくべきなどの意見も踏まえて検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方の状況を考えると、幼稚園、認定こども園を含めた就学前施策全体で考える必要があるのではないか。都市部では待機児童が多く困っているという状況もあり、今でも可能であるが、より積極的な支援を幼稚園側にしていくべきではないか。 ○ 認定こども園について、過疎地についても全国統一の基準とするのか、二重基準とするのか検討が必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園については、認可されていない幼稚園機能・保育機能部分について財政支援が不十分であること、二重行政による事務負担が大きいことが要因。解消をすすめるべき。 ○ 「認定こども園」については、質の検証を図るべきである。
○一時預かり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 一時預かりは、すべての子育て家庭への保障として位置づける必要。 ◎ 短時間勤務の受け皿としての機能を踏まえたサービス類型の位置づけを検討する必要。 ◎ ベビーシッターなどの訪問系のサービスなど、他の代替サービスについての位置づけも検討。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一時預かりは子育ての不安感・負担感を払拭するためにすべての子育て家庭への保障として位置づける必要。 ◆ 充実についての希望も多く、今後、需要が拡大する中、受け皿の拡大が必要。 ◆ 短時間勤務の受け皿としての機能を踏まえたサービス類型の位置づけをどう考えるか。 ◆ 訪問系のサービス等、一時預かりサービスと代替的關係にあるサービスをどう位置づけていくか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時預かりのみでは採算があわない。週2回や週3回の定期利用とも合わせた形での対応を考える必要。
○訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所保育は集団保育であり、一定の人数が集まらないとできない。休日保育や夜間保育など保育所保育ではどうしても保障できない地域は過疎地などの特殊な地域だけではない。そういう場合でも、子どもにサービスが保障されるよう、ベビーシッターやファミリー・サポート・センターなどについても多様な給付類型の一類型として位置づけるべき。 ○ ベビーシッターはフルタイムの雇用を支えるのは難しい。認可のフルタイムの代わりにはならないと思う。

<p>○ その他</p>	<p>○ 最低基準ぎりぎりの施設では、保育を実施する上で、現状も厳しい。最低基準を引き下げることに慎重にならざるを得ない。</p> <p>○ 認可による事前規制は必要だが、それだけで質が担保されるわけではなく、質を継続的に維持・向上させるにはそれ以上に事後チェック・質を重視した評価が行われることを考えるべき。それをシステム全体の中に組み込むことを議論すべき。</p> <p>○ 評価というのは、受けることだけに目的があるのではなく、評価を受けたものを通じて、自己変革をし、質を上げていくというところへの支援をもっと強化すべき。</p> <p>○ 認可保育所の時間終了後にさらに別の場所・人に子どもを預ける二重保育については、ファミリー・サポート・センターやベビーシッターは、一対一の人間関係の中で託し・託されるもの。保育園の中での保育その子ども一人ひとりについて、託し・託される関係が前提となっており、延長保育を別の園に移って受けるような形態は慎重な検討が必要。</p> <p>○ 子どもたちの生活の場であると考えたときには、長時間・夜間保育などについては、より家庭的な雰囲気づくりやそのための人を置いて手厚く対応するなど、いろいろと工夫している。したがって、単純に配置や人数基準で割って対応するということがあってはならないのではないか。</p>
--------------	--

2 参入の仕組みについて

項目	論点及び意見
<p>○ 基本的な考え方</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 新たな保育の仕組みにおいては、公的保育サービスについて、保育を必要なすべての子どもに例外のない保育を保障するとともに、市町村にサービス提供確保の義務を課す。</p> <p>◎ 保育の需要の拡大に十分対応するためには、質の確保された事業者がサービスを担うことができるとともに、安定的にサービスを提供する仕組みを確保することが必要。</p> <p>◎ その際、しっかりとした財源の投入による参入の促進が必要。</p> </div> <p>◆ 新たな保育の仕組みにおいては、公的保育サービスについて、保育を必要とするすべての子どもに例外のない保育を保障するとともに、市町村にサービス提供確保の義務を課す。</p> <p>◆ 保育の需要の拡大に十分に対応するためには、質の確保されたサービスのスピード感ある拡充が図られることが必要。</p> <p style="padding-left: 20px;">そのためには、制度上、多くの質の確保された事業者がサービスを担うことができるとともに、安定的にサービスを提供する仕組みを確保することが必要。</p> <p>○ しっかりとした財源の投入による参入の促進が必要。</p>

○ 指定の仕組みの必要性

- ◎ 新しい制度においては、多様なサービス類型を費用の支払いの対象とするための一定の客観的な基準が必要。
- ◎ 利用者の立場からも、公的保育サービスの対象となることが区別できる仕組みが必要。
- ◎ そのための仕組みとして、客観的な基準を満たしている事業者について、都道府県が指定する仕組みが必要。
- ◎ その指定類型については、サービスの類型ごとにそれぞれの指定要件が必要となる。
- ◎ 指定の仕組みの検討に当たっては、本来の認可制度を形骸化させ、保育の質を低下させるものとならないようにすることが必要。

- ◆ 新しい制度においては、多様なサービス類型について公的保育サービスに位置づけることを前提に議論。これらの多様なサービス類型を費用の支払いの対象とするためには一定の客観的な基準が必要。
- ◆ 利用者の立場からも、公的保育サービスの対象となることが区別できる仕組みが必要。
- ◆ 他の社会保障制度を参考に、新しい保育の仕組みにおいても客観的な基準を満たしている事業者について、都道府県が指定する仕組みとすることが必要。

- 指定というのはあくまでも公的保育事業を実施する事業所であるということを認めるもの。その指定の仕方については事業類型ごとに色々な指定要件が出てくるということ。これらは確認できたのではないか。どのような指定類型を設けるのかは、今後の検討課題。
- 多様なニーズに対応した公的保育サービスを制度化するのは有意義であり、そのためにも「指定」の仕組みは必要。
- 全体の需要が現行においては隠れているが、そのような中で、指定の仕組みを入れるのは現実的。現行の認可の仕組みでは色々な裁量や、財源によって左右されること等の問題がある。
- 法人主体によって差別されないように、してほしい。
- 事業者指定制度の導入は、本来の認可制度を形骸化させ保育の質を低下させるものであり、導入には反対。
- 基本的には、認可保育所の更なる整備を行うとともに、認可保育所における分園の充実、家庭的保育事業との連携拡大、幼稚園の存在しない地域における認定こども園の一部活用を第一義とすべき。

	<p>その上で、最低基準を遵守した認可外保育施設の認可の促進、企業内保育施設の整備促進のための支援も必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童解消、多様な保育ニーズへの対応の観点から、待機児童がいる地域を中心に、休日・夜間などの多様なニーズや低年齢児童のみを対象とする小規模施設を指定対象として、保育の質の向上を図るべき。 ○ 認可の裁量は、認可することによって自治体の財政を圧迫するということが大きな要因の一つ。指定の仕組みとするとしても、財政をきちんと担保できるのか。
○指定の法的性質	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「指定」の仕組みは、指定権者と事業者等との間の公法上の契約。指定を受けた事業者は、当該指定の条件となっている基準を遵守して、サービスを利用した者に対し、必要なサービスを提供し、必要な費用の支払いを受ける権利を得る契約を締結したこととなる。 ◆ これは本来、市町村長が利用者のために締結する契約につき、事務合理化等の観点から、都道府県が代わって行うものという性格。
○指定と認可の関係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 認可は都道府県の裁量により、最低基準（国の最低基準）を満たしている場合でも認可されない場合がある。このため、認可の可否のみでは公的サービスの費用の支払いの対象とすることが実現できないことから、認可保育所の仕組みを存置しつつも、「指定」の仕組みが必要。 ◎ 認可保育所以外でも、通常保育といわれる日中の保育の中に、客観的基準を満たした「指定」のみの保育所という類型もありうる。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ すべての子どもに必要な保育を保障する観点から、サービス量の確保が必要だが、認可は都道府県の裁量により、最低基準（国の最低基準）を満たしている場合でも、認可されない場合がある。 このため、「認可」の可否だけでは、公的サービスの費用の支払いの対象とすることが実現できないことから、認可保育所の仕組みを存置しつつ、「指定」の仕組みが必要。 ◆ 認可保育所以外でも、通常保育といわれる日中の保育の中に、客観的基準（最低基準）を満たした「指定」のみの

	<p>保育所という類型もありうるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的保育サービスの担い手のうち、経過的に認可外の施設を認める類型については、認可施設への移行をめざすことが基本。 ○ どのように認可外施設を、最低基準に近づけていくのか。一定の枠組み、規制、条件なりをつけるのか。質の問題、財源の問題をクリアすることが必須だが、きちんと議論をしていく必要。 ○ 最低基準を満たしているところについて、公的保育サービスの対象とするということは賛成。ただし、特例とすべき。認可化を図るためにも、「指定」の仕組みを前提とするのであれば、認可保育所の社会的役割とその評価をする必要。 ○ 現在の認可保育所については、利用者の選択に資するために名称独占とすべき。
<p>○指定基準の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 指定基準の考え方としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれのサービスについての一定の客観的な基準であること ・指定を受けているサービス量が十分に確保できるものであること ・供給過多による弊害を回避できることを考慮することが必要。 ◎ 指定基準については、 <ul style="list-style-type: none"> ・「過剰に供給されないように」といった視点も含め、都市部・過疎地域それぞれの事情に応じた整備計画を定めることによる対応 ・認可外施設が認可を取っていくためのインセンティブ付けが必要 ・指定施設がない地域が生じないための配慮が必要 <p>などを考慮しながら、検討する必要。</p>

- ◆ 指定基準の考え方としては、
- ・ それぞれのサービスについての一定の客観的な基準であること
 - ・ 指定を受けているサービス量が十分に確保できるものであること
 - ・ 供給過多による弊害を回避できることを考慮することが必要。
- 多様なサービスが現在の認可保育所以外でも様々に考えられるということを考えると、指定の仕組みを市町村がきちんとした実態のニーズに基づいて計画を立てて進めていく仕組みとすることが必要。
「過剰に供給されないように」といった視点も含め、都市部・過疎地域それぞれの事情に応じた整備計画を定めることにより、対応が可能となるのではないか。
- 認可外施設であっても、指定の基準を満たせば公的保育サービスとして必要な費用が支払われるという仕組みとなるならば、認可外施設が認可をとっていくには、インセンティブ付けが必要。
特に、認可が最低基準よりも高い場合があることを考えると、より高い水準を求める仕組みを同時につくっていかなければならない。
- 指定制度を設けることが、質の切り下げにつながらないようにする必要。
- 市町村の枠を超えて利用することも考えて、都道府県内では同一の基準としてほしい。
- 過疎対策として、「指定」された事業者がいない地域ができないよう、公的保育の保障ができる仕組みを考えるべき。
- 認可保育所の多くは一法人一施設であり、施設数・利用人数によって大きく左右されないような単価設定が必要。
- 年限（再審査できる仕組み）を定めることが必要。

<p>○認可保育所が果たすべき役割の整理</p>	<p>◎ 社会福祉事業を担う認可保育所が果たすべき役割の整理とその評価を検討することが必要。</p> <p>◆ 社会福祉事業を担う認可保育所が果たすべき役割の整理とその評価を検討する必要。</p> <p>○ 社会福祉事業を担う認可保育所は地域の子育ての核・担い手としての役割がある。その担うべき役割をしっかりと評価しながら、利用者側にも分かる仕組みとする必要。</p>
<p>○適正なサービス確保</p>	<p>◎ 事業者の適正なサービスを確保するための仕組みが必要であり、安易な撤退を防止し、休廃止時の一定の義務（一ヶ月前の届出等）を課することが必要。</p> <p>◎ 適正なサービス確保のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の確保のためには、監査、研修制度などについて今まで以上に整備 ・ 株式の譲渡による経営権の移譲などの場合も踏まえ、質の担保のための情報公開 ・ 公立・私立、認可・認可外に関係なく、運営に当たっての情報公開と、丁寧な監査による質の確保が重要といったことを考慮しながら検討する必要。 <p>◆ 事業者の適正なサービスを確保するための仕組みが必要であり、安易な撤退を防止し、事業者に対し、休廃止時に一定の義務（一ヶ月前の届出等）を課することが必要。</p> <p>○ 新規参入ののち、法人が譲渡されたりして、園長はじめ経営者がみなかわっているようなこともあった。質の担保のためには、監査、研修制度などの部分についても今まで以上に整備するということが前提。</p> <p>○ 株式の譲渡によって経営権が移譲され、保育園の名称は変わらないが、経営者が知らないうちにがらりと変わっているということもありうる。質の担保を考える際には、そのようなことも踏まえて情報公開を考える必要。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可であれ、認可外であれ、本来必要なのは運営に当たっての情報公開と、そこに対する丁寧な監査による質の確保をすること。 ○ 市町村が権限を持って迅速に利用者と保育所の契約に関与できる仕組みとすべき。 ○ 公立・私立ともに、多くが監査で指摘される。次の年でも改善されていない現状。 ○ 人件費特に管理職手当が、不当に高いのでは、と思うことも散見されるが、給与は指導基準上「適正」とされているので、指導まではしにくい。 ○ 需要が供給を上回る地域にあっては、市町村が基盤整備責任に基づいて基盤整備を行う場合は、最低基準をクリアしている施設とし、参入の際に財務状況・運営方針・保育内容・保育士等の労働条件等の事前調査を十分に行うこと。 ○ 質の検証が常に図られるよう、情報開示、自己評価・第三者評価を義務づけるべき。 ○ 不適切な保育所経営をしている者（指定・認可の取り消しを受けた者）についての参入規制を設けるべき。
<p>○ 休廃止の際のサービス確保</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ サービスの休廃止時には、当該事業者が利用者のサービスの確保を図るとともに、市町村においても子どものサービスが確保されるよう必要な役割を果たすべき。 ◎ 休廃止の際のサービスの確保については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のサービス確保のために、事業者間の連携の仕組みをつくること ・ 少子化が進んだ地域で事業者が撤退する場合における市町村の公的保育の実施責任を踏まえた対処なども考慮しながら検討する必要。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ サービスの休廃止時には、当該事業者が利用者のサービスの確保を図るとともに、市町村においても子どもの保育サービスが確保されるよう必要な役割を果たすべき。 ○ やむを得ず休廃止する場合、休廃止まで一定の期間がないと市町村も対応ができないことを踏まえて、「一定の義務」を考えるべき。 ○ 撤退する事業所があった場合に、利用者のサービスの確保のために連携できるよう、園長会のような横のつながりの仕組み、地域の中の事業者間の連携・つながりの仕組みを担保しておくことが必要ではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正なサービス確保については、都市部での議論が多かったが、少子化が進んだ過疎の地域で事業者が撤退するような場合、公的保育を市町村が実施する責任を負うなかで、どのように対処するのかについても課題。 ○ 待機児童が多い地域においては、保育サービスの供給確保を市町村にすべてやれといわれても難しいのが現状。 ○ やむを得ず撤退する際の条件（子どもの保育の継続のために必要な措置等）をあらかじめ明確にかつ具体的に規定することが必要。
<p>○運営費の使途制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 運営費の使途制限については、保育サービスの特質を考えると、運営費の使途について、一定のルールが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ※ ルールの考え方としては、 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業者の経営努力により質の高いサービスが実現できるようにすることが適当 ② 従業員の処遇も含めたサービスの確保が担保され、事業運営の安定性・適正なサービス提供が確保されること ③ 公的なサービスであり、対人サービスであるため、人件費が太宗を占める事業であること といった要素を踏まえる必要。 ◎ 人件費、管理費、事業費の区分にとらわれず、運営費全体の中で図ることが基本。 ◎ 保育に関する人件費・事業費・管理費がどのように使われているか明確にするため、区分経理を行い、行政による報告徴収等が必要。 ◎ ルールを決めていく上での論点として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士に対する人件費の切り下げにつながらないようにすることが必要 ・ 公的財源により賄われるサービスについての余剰金が他の営利事業等に流出することは避けるべき ・ 余剰金は経営者の創意工夫・コスト削減により生まれるもの。使途制限をなくせば、より広がりのある経営が可能となる ・ 経営努力・運営努力のインセンティブ付けをし、多様な事業者の参入を促すべき ・ 質を確保しながら、量の確保を図ることや多様なサービスを考えるに当たっては、すでにある事業者・サービスを活用しつつ、事業者の創意工夫が行かせる形とすべき <p>など両論があった。</p>

- ◆ 保育サービスの特性を考えると、運営費の使途について、一定の規制が必要。
- ◆ 規制の考え方としては、
 - ・ 事業者の経営努力により質の高いサービスが実現できるようにすることが適当
 - ・ 従業員の処遇も含めたサービスの確保が担保され、事業運営の安定性・適正なサービス提供が確保されること
 - ・ 公的なサービスであり、対人サービスであるため、人件費が太宗を占める事業であることを踏まえる必要。
- 保育の運営費は、人件費相当が大きなウェートを占め、保育士の賃金や労働条件に大きな影響を与える。
- 公的なお金が入ってくる以上は、何らかの使途制限をすべき。
- 余剰金は経営者の相違工夫やコスト削減の努力で生まれる性質のものであり、株式会社は余剰金の約半分は税金で支払う。

使途制限をなくせば、残りの一定額をリスク対応・事業継続の保険として積み立てた上で、その残りを子どもに関する研究事業に振り向けるなどが可能となる。このようないろいろな広がりを持った運営をするために、使途制限は撤廃すべき。
- 運営費全体として経営努力をしていくべきものであり、それによって生まれる余剰については経営努力・運営努力のインセンティブとすべき。配当も含めた使途制限については、多様なサービス、事業者の参入を阻むものであり、撤廃すべき。
- 多様なサービスを考えるにあたり、すでにある事業者・インフラを活用しながら、行う必要。その際、助成金・補助金は出し切りの形にして、事業者の創意工夫が生かせる形とすべき。

<p>○運営費の使途制限の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 使途制限の範囲として、運営費、管理費、事業費の区分にとられず、運営費全体の中で図ることが基本。 ◆ 保育に関する人件費・事業費・管理費がどのように使われているのか明確にするために、区分経理を行い、行政による報告徴収等が必要。 ◆ 使途制限の範囲について、どのような条件で、どのような範囲で行うのか検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業ごとに会計区分することについては、それほど異論はない。 ○ 保育は対人サービスであり、人件費が保育運営費の多くを占めるので、経験豊かな保育士が雇われているということを確認するためにも、事業区分の分かる資料は必要。 ○ 仮に代理受領の仕組みを認めたとして、社会福祉法人と同様に公的給付については、「福祉事業」以外にその使途は認めるべきではない。 ○ 福祉事業とはどこまでを指すのか。附帯する研究事業のようなものまで含むのか。行政が的確に区分することは困難。 ○ 認可であれ、認可外であれ、本来必要なのは運営に当たっての情報公開と、そこに対する丁寧な監査による質の確保をすること。 その上で、量を拡充しつつ質も高めるためには、アイデアのある方ができるだけ入って来られる仕組みが必要。 ○ 保育士に人件費をきちんとかけるなど、きちんとした運営が行われるかどうかは、社会福祉法人・営利法人の法人種別や規模に関係なく、経営者の力量によって決まる。 ○ 保育士の労働条件を確保するために、サービスの提供に対して支払われる費用のうち、一定割合が人件費として適切に支払われる仕組みであるべき。 ○ 一定割合を人件費にかけることはそのとおりだと思うが、保育士に直接支払われる給与だけではなく、福利厚生、雇用継続のための費用などについても、人件費として捉えるべき。
---------------------	---

○配当

◎ 配当については、

- ・ 福祉事業に入ってくるならば、配当の制限はすべき
- ・ 税金が財源だから、配当はできないという、企業の参入のインセンティブが働かない。しかしながら、株式会社が株式市場・株主から利潤の追求を厳しく求められることを考えると、全く制約しないとなると、それはそれで問題。ルールの上り方については、丁寧に議論をする必要
- ・ 国民の納得するお金の使われ方であることが重要で、借入れに対する利子と同程度の配当を認めてもよいのではないか
- ・ 公的保育の原資は税金であり、非常に利潤があがる事業であるならば単価が高すぎるということであり、税金を基にした適正な利潤はどの程度までかということは考える必要
- ・ 株式会社（特に上場企業）の場合には、社会的インフラである株式の活用はきわめて効率的。配当は銀行の利息の支払いよりもはるかに有利な利払いの仕組み
- ・ 余剰金の使途制限があるので参入するインセンティブが働かない。余剰金といっても最低基準をクリアした上で企業努力により捻出されたものなど、両論があった。

◆ 配当については、使途制限の範囲により判断することが適当。

- 福祉事業に入ってくるならば、配当の制限はすべき。
- 保育サービスのような対人サービスについて、余剰金が出た場合には、国民感情としては「子ども」に返していくということを望むのではないか。余剰金を企業のインセンティブとして多くの事業者の参入を求めるというのは、本当に国民の期待に沿ったものなのか、議論が必要。
- 今の公的保育に入っているお金は100%税金が原資。現在の保育が非常に利潤が上がる事業ということであれば、現行の措置基準そのものが高すぎるということで切り下げる方向に働く。税金を基にした適正な利潤はどの程度まで

	<p>かということは考える必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社（特に上場企業）の場合、社会的インフラである株式会社の活用はきわめて効率的であり、配当は、銀行に対する利息の支払いよりもはるかに有利な利払いの仕組み。 ○ 余剰金の使途制限があるため、初期費用の回収もできず、参入するインセンティブも働かない。余剰金といっても、最低基準をクリアした上で企業努力により捻出されたもの。 ○ 運営費全体として経営努力をしていくべきものであり、それによって生まれる余剰については経営努力・運営努力のインセンティブとすべき。配当も含めた使途制限については、多様なサービス、事業者の参入を阻むものであり、撤廃すべき。（再掲） ○ 税金が財源だから、配当はできないという、企業の参入のインセンティブが働かない。しかしながら、株式会社が株式市場・株主から利潤の追求を厳しく求められることを考えると、全く制約しないとすると、それはそれで問題。ルールの内実については、丁寧に議論をする必要。 ○ 国民の納得するお金の使われ方であることが重要で、借入れに対する利子と同程度の配当を認めてもよいのではないかと。 ○ 運営費の7割以上は人件費である。使途制限を緩めたり、配当を認めることにより、今以上に保育士等の労働条件が下がったり、子どもに対する保育費用が削減されるようなことがあってはならない。
○会計処理	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めた上で、必要な経費への支出を担保するために必要な書類（キャッシュフローを確認できることが必要）の作成を求める。</p> </div> <p>◆ 会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めた上で、必要な経費への支出を担保するために必要な書類の作成を求める。</p>

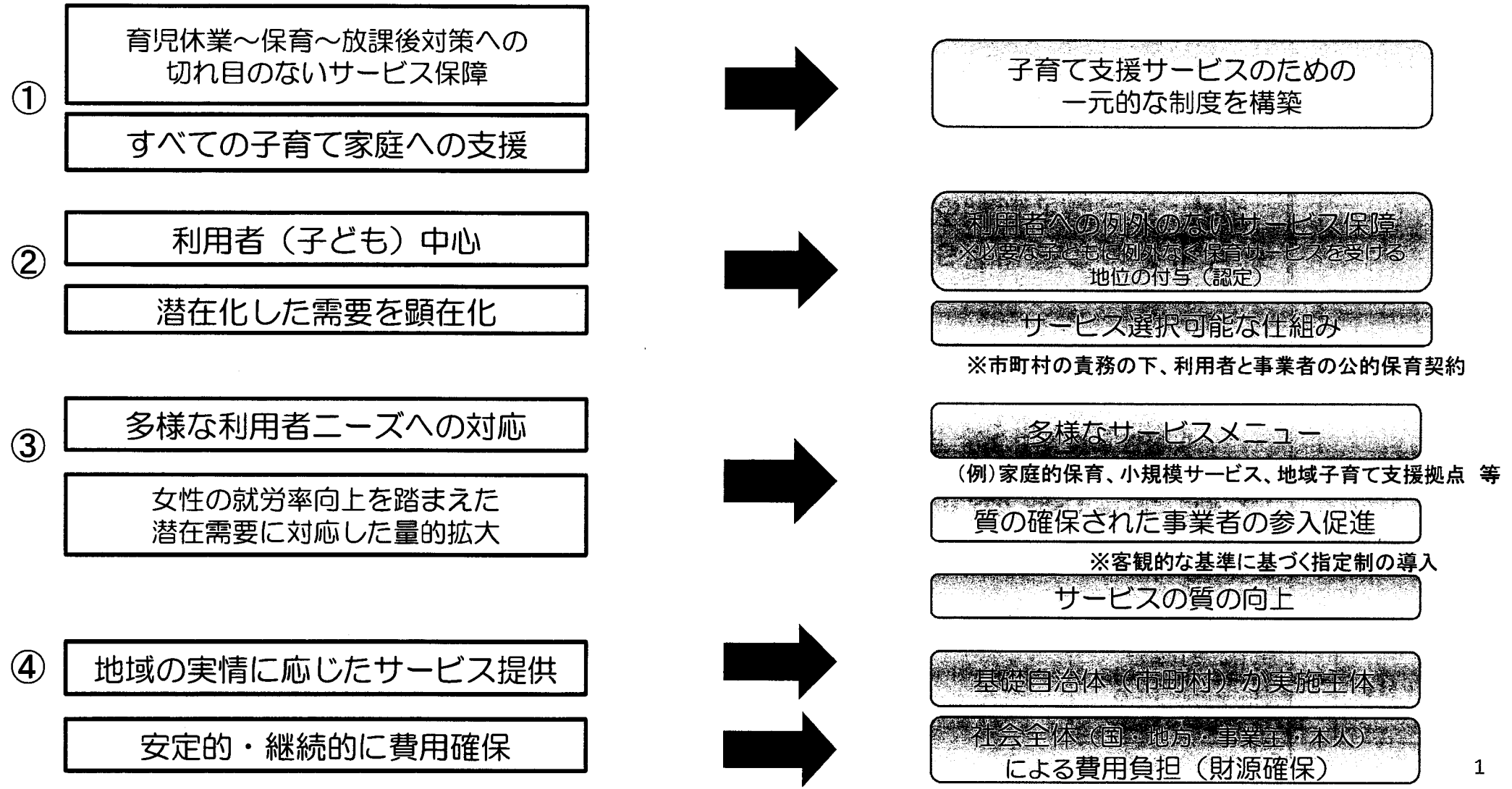
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計の関係は、キャッシュフローを確認できることが必要ということ。 ○ 企業会計での処理に加え、企業会計とは勘定科目が異なる社会福祉法人会計での処理を求められることについて事務負担が大きい。 ○ 会計基準の適用については、運営費の使途制限を考え、社会福祉法人会計基準の適用を原則とする。
○ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業、短時間勤務、看護休暇が進展すれば、乳児保育、延長保育、病児保育の必要性が減少するなど、ワークライフバランスと保育サービスとは基本的にトレードオフの関係にあるが、前者は事業主拠出金、後者は主として税に依存していることにより、両施策の縮小均衡が進んでいる。この是正を図る必要。 ○ 保育の認定、保育サービスの選択、利用調整、サービス計画の策定など、子育てコーディネーター、子育て応援プランの策定に関する議論が必要。 ○ 企業経営（株式会社）については、憲法89条との関係もあり、初期投資は認めないこととすべき。 ○ 憲法第89条及び児童福祉法第56条の遵守が必要。事業者の特性・規制などに基づく本質的な条件を明確にする必要がある。 ○ 集中的整備促進のための補助は残すべき。また、経過期間における改修費用の補助については、数年間では対応しきれないのではないか。 ○ 保育の量を拡充するためには、初期投資費用の補助・融資制度の拡充をすることが必要。

社会保障審議会少子化対策特別部会における これまでの議論のポイント(事務局整理)

この資料は、本年2月の第1次報告並びに本年5月以降の少子化対策特別部会及び保育第1・第2専門委員会における議論を踏まえ、事務局において、議論のポイントを整理したものである。

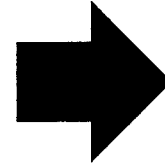
少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

- 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、保育・放課後児童クラブ・地域の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。
- 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための一元的な制度づくりが必要。



育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

すべての子育て家庭への支援



子育て支援サービスのための一元的な制度を構築

○ 少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、

- ① 働き方の改革による生活と仕事の調和の実現
- ② 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築を、少子化対策として一体的に取り組む。

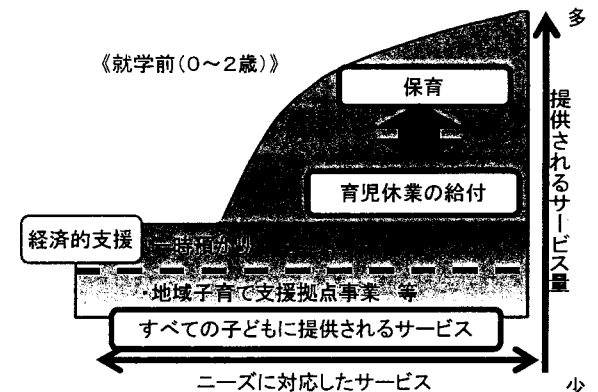
○ 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための一元的な制度の構築が必要。

例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。

○ 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業～保育サービス～放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。(イメージ)

- ・ 保育サービスの質的・量的拡充
- ・ 放課後児童クラブの質的・量的拡充
- ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み

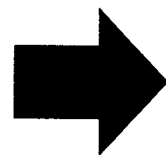
○ 女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。



ポイント②(保育サービス)

利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化



利用者への例外のないサービス保障
※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける地位の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

○ 市町村の実施責務を法制度上明示

- ・ ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務

○ 例外のない保育サービス保障(潜在需要を顕在化)

- ・ 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与(「保育に欠ける」という仕組みの見直し)。
- ・ 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。

○ 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定

※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。

- ・ 必要量は、3歳未満の子どもには週あたり2~3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
- ・ 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。

○ 利用者と保育所が公的保育契約(サービス選択可能な仕組み)

※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働かない仕組みへ。

- ・ 利用者(子ども)中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
- ・ 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。

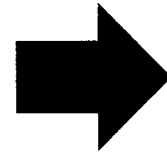
○ 利用者に対し利用したサービスを費用保障(給付) + 保育所等による法定代理受領

- ・ 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定(公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮)。
- ・ 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。

ポイント③

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた
潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービス類型
(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

〈仕事と子育ての両面を支援するサービス〉

○ 多様な保育サービス類型の導入

- ・ すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入（別紙1参照）。

例）家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等

○ 児童人口減少地域における対応

- ・ 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。

○ 指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務

- ・ 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な基準（通常保育については最低基準）に基づく指定制を導入。
- ・ 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働かない仕組みの改革。
- ・ 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。

○ 質の確保された事業者の参入促進

- ・ 施設整備費については、運営費に相当額（減価償却費相当）の上乗せを検討（当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持）。
- ・ 認可外保育施設の最低基準到達支援
- ・ 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
- ・ 質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、都道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。
- ・ 運営費の用途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法人種別ごとの会計処理を検討。

○ サービスの質の向上

- ・ 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の処遇改善を可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
- ・ 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。

ポイント③(続き)

○ 病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

○ 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- ・ 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

〈すべての子育て家庭を支援する基本サービス〉

○ 多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大

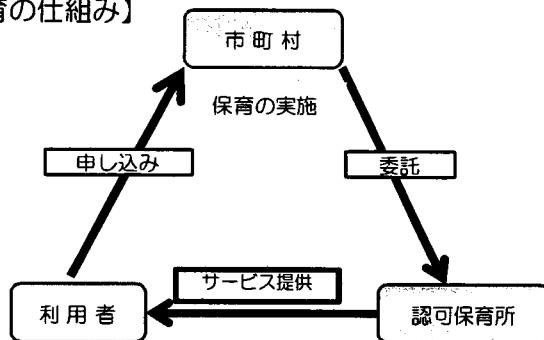
- ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
- ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

○ 地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

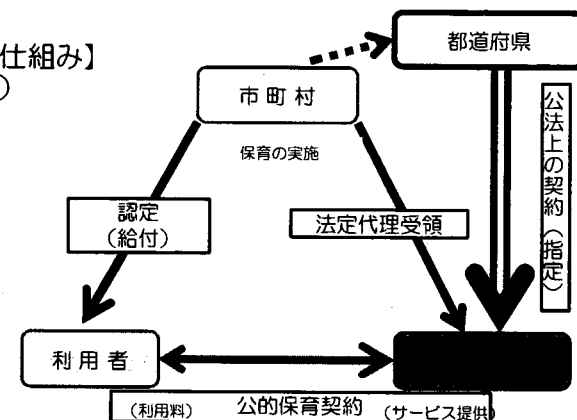
- ・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。

○ 社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。

【現行の保育の仕組み】



【新たな保育の仕組み】
(イメージ)



ポイント④

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保



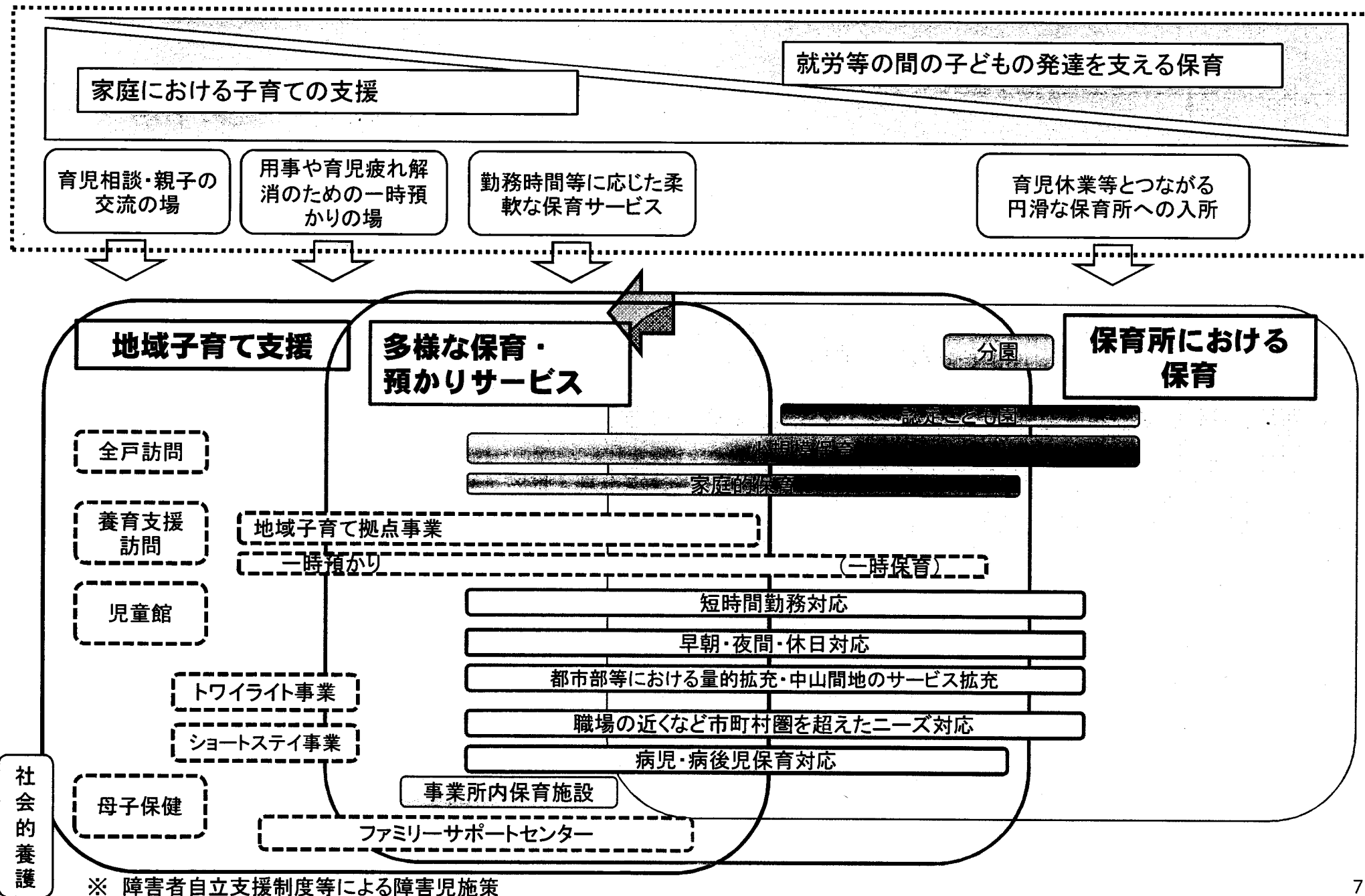
基礎自治体（市町村）が実施主体

社会全体（国・地方・事業主・本人）
による費用負担（財源確保）

- 地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体（市町村）が制度の実施主体。
 - 新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。
 - 現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、一元的な制度の構築へ。
 - 社会全体（国・地方・事業主・個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点につき、引き続き議論。
 - ・ 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮する仕組み 等
- ※ 例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が運営に参画し、資金を給付（別紙7参照）。

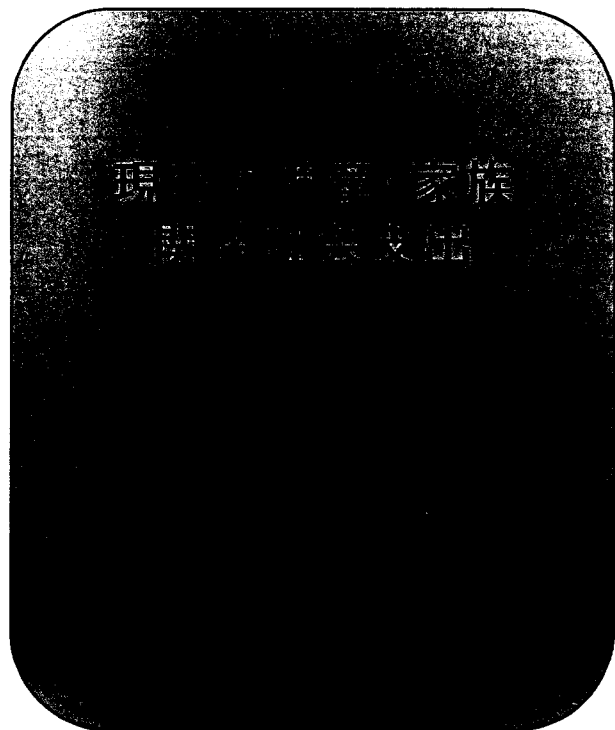
多様な子育て支援のニーズに対応したサービス

【別紙1】



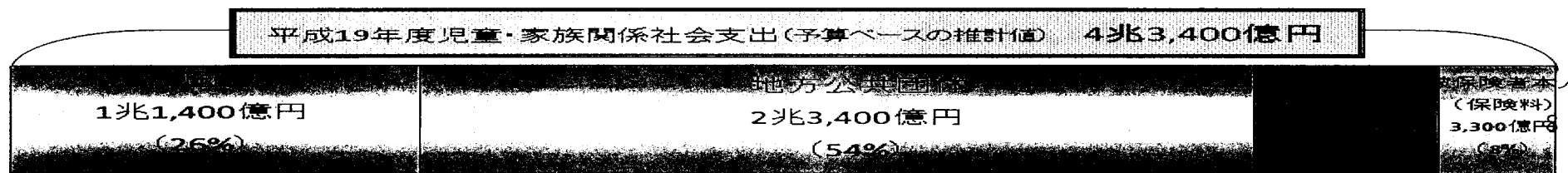
現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方 【別紙2】

(平成19年度予算ベース)



制度区分・給付サービス名・給付額	費用負担
育児休業給付	<p>【国1/8、保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p>
保育所	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>公立 【市10/10】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>私立 【国1/2、県1/4、市1/4】</p> </div> </div>
児童手当	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>被用者(3歳未満)</p> <p>【国・県・市各1/10、事業主7/10】</p> <p>公務員</p> <p>【所属庁10/10】</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>被用者(3歳以上)</p> <p>【国・県・市各1/3】</p> <p>非被用者(自営等)</p> <p>【国・県・市各1/3】</p> </div> </div>
児童育成事業 (放課後児童クラブ・一時預かり・地域子育て支援拠点等)	<p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	<p>【国1/2、市1/2】</p>
児童入所施設など(児童養護施設、児童自立支援施設、里親など)	<p>【国1/2、県1/2】</p>

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と表記



現行の児童・家族関係社会支出

4.3兆円

(うち児童手当 1兆円)

+

「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」による試算

(重要な子育て支援サービス給付の拡充に必要な社会的コスト)

追加所要額

1.5～2.4兆円

+

※ 試算(1.5～2.4兆円)に含まれていない検討課題

- ・社会的養護など特別な配慮を必要とする子どもたちの支援
- ・施設整備コスト
- ・サービスの質の向上(従事者の処遇改善等含む)
- ・経済的支援(児童手当、利用者負担軽減)等

【育児休業給付】+約2200億円～約4700億円

【保育サービス】
+約7000億円～+約1兆3700億円

【病児保育】
+約700億円～約800億円

【放課後児童クラブ】
+約900億円

【一時預かり】
+約2600億円

【妊婦健診】
+約800億円

【地域子育て支援拠点】
+約800億円

【放課後子ども教室】
+約100億円

+

子ども手当
5.3兆円

追加所要額
4.3兆円

計 約10.1兆円

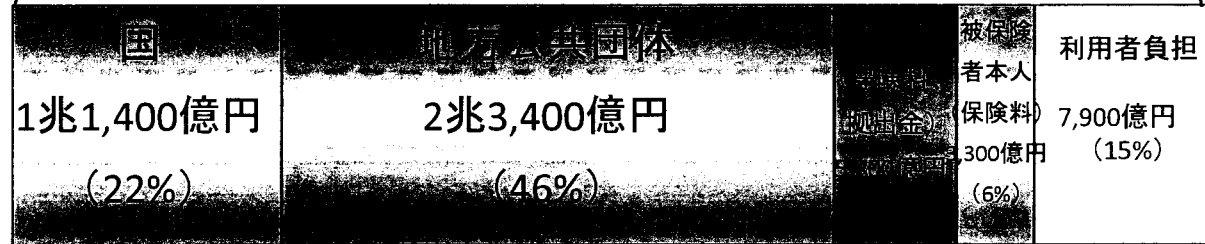
～11.0兆円

資料:「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略による試算に新政権の子ども手当を加え、雇用均等・児童家庭局で仮に計算して作成。

次世代育成支援の給付・サービスの費用構成の試算

＜現行の負担割合をそのまま維持したものと仮定して機械的に計算＞

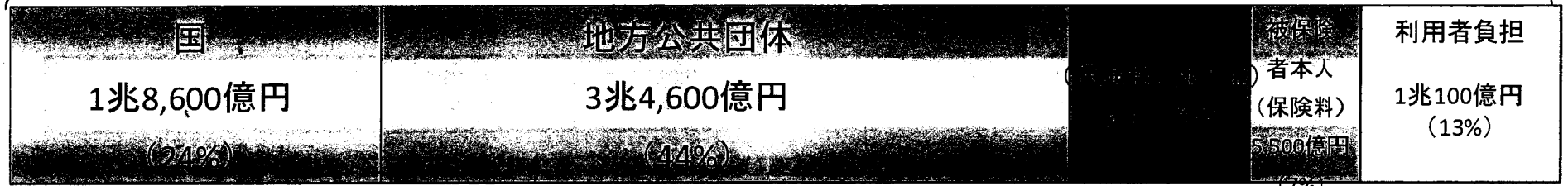
平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値)＋利用者負担
5兆1,300億円



重点戦略試算(1.5兆円ベース)＋利用者負担
7兆2,400億円



重点戦略試算(2.4兆円ベース)＋利用者負担
7兆7,900億円



※ 図2及び図3は平成19年度ベース(図1)に重点戦略上試算の増加分及び利用者負担増加分を加えている。

※ 利用者負担には、保育、放課後児童クラブ、病児・病後児保育のみ含めた。

「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」による試算【別紙5】

(主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的コスト)

追加所要額：1.5～2.4兆円

【育児休業給付】

①+約2200億円
～②+約4700億円

- ① 第1子出産前後の女性の継続就業率(38%)が55%に
- ② さらに給付をスウェーデン並(給与の80%相当)に

【保育サービス】

①+約7000億円～②+約1兆3700億円

- ① 3歳未満の保育サービス利用率(20%)を、就業を希望するすべての人を支援できるように(38%)
- ② 3歳未満の保育サービス利用率と利用者負担を、スウェーデン並(利用率44%、利用者負担1割)に

【病児保育】 ①+約700億円～②+約800億円

①・②ともに上記の保育サービスの拡充に併せ拡充

【放課後児童クラブ】 +約900億円

小学校1～3年生の放課後児童クラブ利用率(19%)を、就業を希望するすべての人を支援できるように(60%)

【一時預かり】

+約2600億円

未就学児1人につき月20時間(保育サービス利用者は10時間)の一時預かりを提供

【妊婦健診】

+約800億円

14回分の公費助成

【全戸訪問】

全市町村で実施

【地域子育て支援拠点】

+約800億円

全小学校区で実施

【放課後子ども教室】

+約100億円

全小学校区で実施

+

※ 試算(1.5～2.4兆円)に含まれていない検討課題

- ・ 社会的養護など特別な配慮を必要とする子どもたちの支援
- ・ 施設整備コスト
- ・ サービスの質の向上(従事者の処遇改善等含む)
- ・ 経済的支援(児童手当、利用者負担軽減)等

(額は平成19年度の児童人口を前提とした年額)

フランスの家族関係支出(2003)の日本の人口規模への換算

【別紙6】

- ・フランスの家族関係社会支出を機械的に日本の人口に当てはめて算出したもの。
- ・()内の円表示の金額は、為替レートの変動を受けることに留意が必要。
- ※ 為替レートは、1ユーロ=149円 (平成19年1~6月の裁定外国為替相場)

	フランス(2003)			日本の人口規模への換算		
	家族関係社会支出 ①	支出の対象となる 年齢階級人口 ②	1人当たり家族関係社会支出 ③=①÷②	支出の対象となる 年齢階級人口 ④	家族関係社会支出 ③×④	
家族手当 (Family Allowance)	17,569百万ユーロ (2兆6,178億円)	20歳未満 1,566万人 [25.4%]	1,122ユーロ (16.7万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(4.0兆円程度)	9,242億円 ⇒ 《H19予算》 1.6兆円程度
出産・育児休業 (Maternity and parental leave)	5,382百万ユーロ (8,019億円)	3歳未満 239万人 [3.9%]	2,250ユーロ (33.5万円)	3歳未満 328万人 [2.6%]	(1.1兆円程度)	5,755億円
保育・就学前教育 (Day care / home-help services)	18,782百万ユーロ (2兆7,985億円)	6歳未満 467万人 [7.6%]	4,022ユーロ (59.9万円)	6歳未満 679万人 [5.3%]	(4.1兆円程度)	1兆6,276億円
その他	6,131百万ユーロ (9,135億円)	20歳未満 1,566万人[25.4%]	391ユーロ (5.8万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(1.4兆円程度)	5,576億円
家族関係社会支出計 《対GDP比》	47,864百万ユーロ (7兆1,317億円) 《3.02%》	—	—	—	—	—

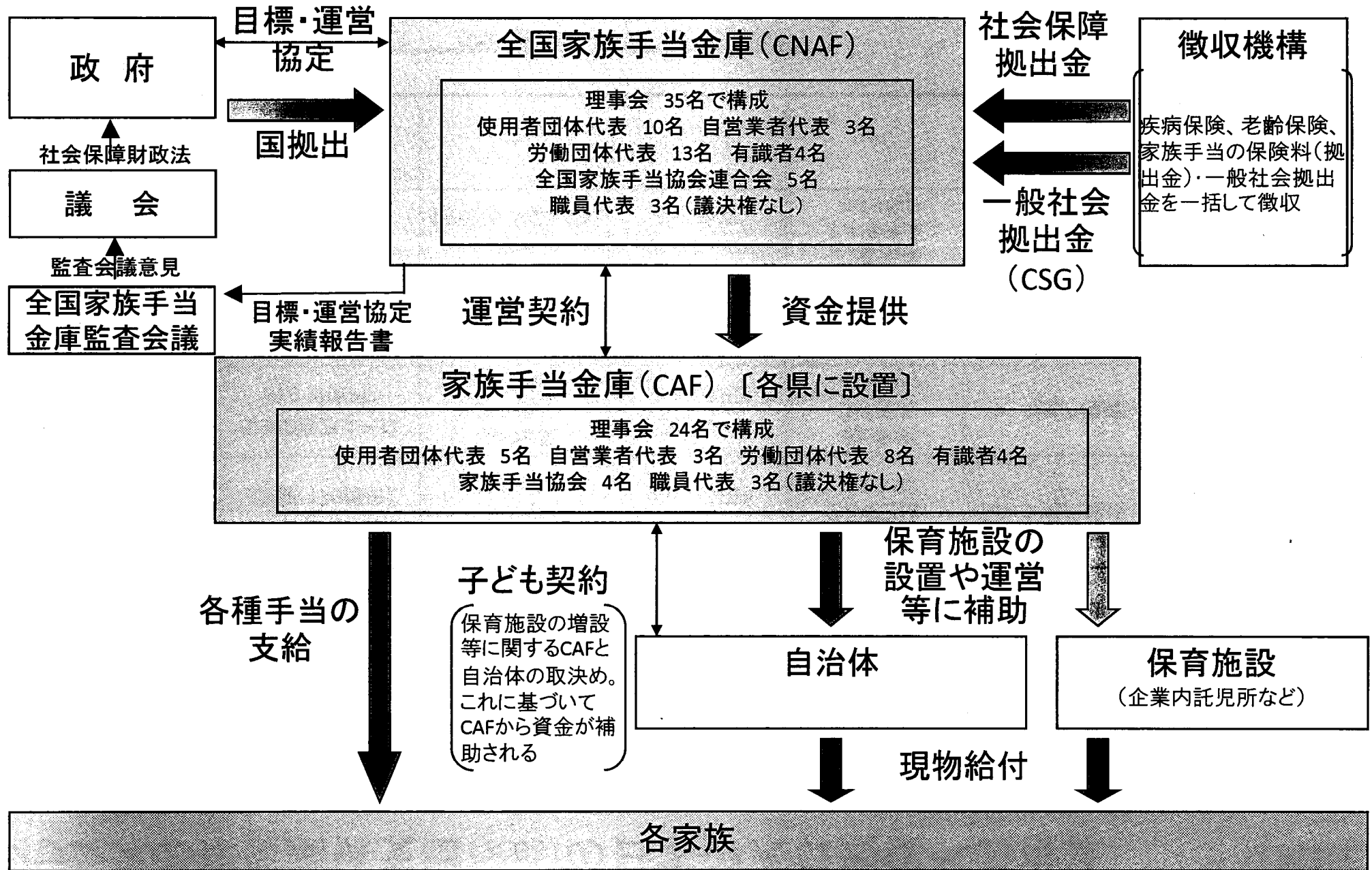
参考指標

	総人口(2003) ①	GDP(2003) ②	1人当たりGDP ②÷①
日本	1億2,769万人	493.7兆円	387万円
フランス	6,173万人	1兆5,852億ユーロ (236.2兆円)	2.57万ユーロ (383万円)

<資料>

Social Expenditure Database 2007(OECD)、
日本のGDPは国民経済計算(内閣府)、人口は平成17年国勢調査(総務省)、平成15年10月1日現在人口推計(総務省)、
Demographic statistics(Eurostat)

フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



第30回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料1
平成21年12月9日	

第30回社会保障審議会少子化対策特別部会 委員提出資料

2009年12月9日

(社)日本経済団体連合会
少子化対策委員会企画部会長
高尾 剛正

1. 「これまでの議論のポイント」について

保育サービスの拡充には、多様な利用者ニーズと地域実情に応じたサービス提供が重要である。P2の「子育て支援サービスのための一元的な制度を構築」との表現からは、サービス提供の画一化や硬直性が想起され、地方自治体が独自に行う取組みが阻害されることが懸念される。

以上の懸念により、一元的な財源構成およびシステムの構築を前提に制度設計を進めることには、反対である。「一元的」という表現は、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」(2008年5月)に基づき「包括性・体系性」という言葉を用いるべきである。

2. 次世代育成支援に関する費用のあり方について

(1) 基金構想について

- 少子化対策関連の対策費用を基金として一元化し、その運営にあたる組織を設けて施策を行うとの提案については、行政組織の肥大化につながるため、反対である。また、行政刷新会議の事業仕分けにおける議論でも、各種の基金事業に対して事業効率や透明性の観点から否定的な意見があることを踏まえるべき。

(2) 財源構成を一元的なシステムに見直すとの提案等について

- 財源構成を一元的なシステムとして見直し、具体的に制度設計するという方向性については、上述の基金構想と親和的な考え方であり、地方独自の取組みが阻害される恐れがあることから、反対である。
- 少子化対策の対応領域は幅広く、各省庁が少子化対策推進の観点から諸施策の制度設計と運営にあたるとともに、その過程において、よく連携することが重要である。システムとして一元化することで、一定の領域で閉じた議論とすべきではない。
- 少子化対策は、国民の生活と社会基盤の維持、国力に直結する問題であり、国の最重要施策として明確に位置付け、それにふさわしい財政投入が必要である。公費投入を拡大するとともに、制度の抜本改革を通じた保育サービスの量的拡大を行った上で、子ども手当の財源については、国の責任として公費で賄うべきである。

以上

明日の安心と成長のための 緊急経済対策

平成21年12月8日

目 次

I. 基本的な方針	1
<u>1. 日本経済の現状認識</u>	1
<u>2. 経済財政運営の基本的視点</u>	2
II. 具体的な対策	5
<u>1. 雇用</u>	5
<u>2. 環境</u>	11
<u>3. 景気</u>	17
<u>4. 生活の安心確保</u>	22
<u>5. 地方支援</u>	24
<u>6. 「国民潜在力」の発揮</u>	25
(本対策の国費・事業規模)	29
(別紙)「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模	30

明日の安心と成長のための緊急経済対策

I. 基本的な考え方

鳩山政権は、政権発足直後から、これまでの既成概念にとらわれることなく、無駄な予算、公共事業など従来の政権では政官業の癒着体制のため手がつけれなかった「歳出の中身」を抜本的に変える財政政策の大改革に乗り出している。国民は予算の効率的な使い方に対し大きな期待を抱いており、今後も引き続き、無駄を省く作業を休むことなく進めていかなければならない。

同時に、現下の厳しい経済・雇用状況、直面する円高・デフレ状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするための経済対策を、スピード感を持って示し、暮らしの再建、地方の活力の回復、そして環境を中心とした未来に向けた政策の実現に取り組まなければならない。活用できる財源を最大限に活用し、有効性を十分吟味しながら、鳩山政権の初めての経済対策として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめ、日本の元気回復に全力で取り組んでいくものである。

1. 日本経済の現状認識

(経済の現状認識)

平成21年度前半の実質経済成長率は2四半期連続のプラス成長となった。輸出や生産の増加により、景気は最悪期を脱し消費者や企業のマインドも持ち直している。しかし、経済の現状は、失業率が最悪期よりはやや低下したものの高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあり、国民の景気実感に近い名目GDP成長率は昨年春以降6四半期連続のマイナスとなっている。また、需給ギャップは大幅な供給超過である。

そして、このところは物価が財とサービスの両分野で下落し、緩やかなデフレ状況にある。さらに、為替市場の急激な変動により円高が進んでいる。

(先行きのリスク)

先行きを考えると、海外経済の持ち直しなどを背景に景気が次第に持ち直していくことが期待されるものの、経済成長の基盤は依然として脆弱である。政策の後押しにより家計消費は今春から2期連続して成長を支えたが、雇用不安と所得の減少傾向のためにその持続力は限られている。また、企業収益の低迷に加え実質金利高や円高などから設備投資の回復力は不透明である。

さらに、景気の持ち直しの動きに対するリスク要因としては、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の強まりによる需要低迷、長期金利上昇、為替市場の動向などがある。G7声明にあるとおり、為替レートの変動や無秩序な動きは、景気の持ち直しの動きに対して重大な悪影響を与えるものであり、為替市場の動きを厳しく注視していく。

2. 経済財政運営の基本的視点

こうした現状認識の下、鳩山政権における経済財政運営は、以下の3つの視点に立つ。

＜第1＞当面の取組 — 確実な景気回復・デフレ克服を目指す

厳しい経済・雇用情勢に対応し、景気の持ち直しの動きを確かなものとしていく。このため、当面の取組として、可能な政策を総動員して「緊急対応」に当たり、来春にかけて経済・雇用を下支えすると同時に、経済を上向かせる力の結集を図る。

(1) 緊急対応—情勢に応じた機動的な対応

- ・ 経済・雇用情勢の変化に即応し、経済・雇用の安定のために機動的な対応を取る。このため、雇用・生活不安の高まりに応えた「緊急対応」を行うとともに、企業の資金繰りに万全を期すための「金融対策」などによって景気の下支えを行う。

(2) 政府・日銀の一体となった対応

- ・ 政府は、国民が景気回復を実感できるためには、デフレの克服が重要であるとの認識を日本銀行と共有し、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な取組を行い、景気回復を確実なものとしていくよう政策努力を重ねていく。
- ・ 日本銀行に対しては、こうした政府の取組と整合的なものとなるよう、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

＜第2＞中長期的な取組 — 成長戦略の推進と財政規律

(1) 成長戦略の推進

- ・ 一方で、中長期的な観点から、以下の点を踏まえた成長戦略のとりまとめを進めていく。
 - 「雇用」「環境」「子ども」「科学技術」「アジア」等に重点を置きながら、中長期的な成長戦略を推進する。
 - 持続的な経済成長モデルを確立し、人々が共に、安心して生活し、子どもを産み育てていくことができる社会を実現する。

(2) 成長力強化と財政規律の両立—中期財政フレームの策定

- ・ 持続的な経済成長実現のためには、未来の子ども達にツケを残さないよう、成長力強化と財政規律の両立を図る必要がある。このため、複数年度を視野に入れた中期財政フレームを2010年前半に策定する。

＜第3＞今回の経済対策 — 緊急対応と成長戦略への布石

(1) 対策の柱—「雇用」「環境」「景気」

- ・ 今回の経済対策は、上記の考え方を踏まえ、①現下の経済・雇用情

勢への「緊急対応」と、②「成長戦略への布石」の2つの視点に基づくものとする。

- ・ 主な柱は「雇用」「環境」「景気」とし、くらしの再建と低炭素社会への転換に取り組む。また、医療等「生活の安心確保」や、荒廃した地方を守るための「地方支援」などにも強力に取り組む。

(2) 具体的な対策—3つの原則

①「緊急性」、「即効性」の高い施策を最優先

- ・ 具体的な施策については、「緊急的な必要性」を重視するとともに、経済・雇用効果、二酸化炭素削減効果において有効なものを優先する。

②切れ目のない経済財政運営

- ・ 今回の経済対策に伴い平成21年度第2次補正予算を提出し、平成22年度予算との間をつなぐことにより、「切れ目のない」経済財政運営を行う。

③「知恵」を活かして、「国民潜在力」の発揮で景気回復を目指す

- ・ できる限り財政に依存せず、制度・規制など「ルールの変更」や国民一人ひとりの積極的な参加によって、国民が持っている潜在力（国民潜在力）が発揮されることを重視する。
- ・ とくに、新たな需要創出に向け、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞してきた制度・規制改革に正面から取り組む。

(3) 施策執行の進捗管理

- ・ 今回の対策に掲げる各施策については、国家戦略室及び内閣府が、効果的・効率的な執行を図る観点から関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じ改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。

Ⅱ. 具体的な対策

1. 雇用—緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

<緊急対応>

- (1)雇用調整助成金の要件緩和
- (2)貧困・困窮者支援の強化
- (3)新卒者支援の強化
- (4)緊急雇用創造の拡充
- (5)保育サービスの拡充等女性の就労支援

<成長戦略への布石>

- (1)雇用・生活保障システムの確立
- (2)「雇用戦略」の本格的な推進

<緊急対応>

(1)雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

<具体的な措置>

○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

- ・雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

(2) 貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

<具体的な措置>

○実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援

- ・ 「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開

(イ)ハローワークのワンストップ相談機能の充実

- ・ ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー(仮称)」を配置し、第2のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービス(総合相談と実施機関への的確な誘導)を実施

(ウ)「住まい対策」の拡充

- ・ 「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援

(エ)各支援制度の運用改善

- ・ 支援を必要とする人が各種の貧困・困窮者支援制度に確実につながるための各支援制度の運用改善

(オ)職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討(後述)

○解雇者・多重債務者等への民事法律扶助

- ・ 日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施

(3) 新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

○新卒者の就職支援態勢の強化

(ア) 大学等の「就職相談員」の配置促進

- ・ 大学等における就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

(イ) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

- ・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

(ウ) 関係機関の連携強化

- ・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

(ア) 就職説明会の積極的な開催と周知徹底

(イ) 採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

- ・ 「雇用創出企業」のリストを年内に公表
- ・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

(ウ) 求人拡大への要請

- ・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請
- ・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

(ア) 新卒者体験雇用事業の創設

- ・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給

(イ) 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

- ・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

(ウ) 重点分野での雇用支援

- ・ 重点分野における雇用の創造(後述)に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

(4)緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

<具体的な措置>

○重点分野における雇用の創造

- ・ 介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○地域社会雇用創造事業の創設

(ア)社会起業インキュベーション事業

- ・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ)社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○観光立国の実現に向けた施策の推進

- ・ 休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証（ビザ）の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

○その他

- ・ 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進
- ・ 建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進
- ・ 海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

(5)保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

<具体的な措置>

○待機児童解消への取組

- ・ 地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。
- ・ 沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。

○母子家庭等の在宅就業支援

- ・ 仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員(仮称)」の設置

- ・ 「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。

<成長戦略への布石>

緊急対応として、雇用維持・確保を中心とする「守り」を強化する一方で、「攻め」の取組として、雇用・生活保障システムの確立をはじめ積極的な雇用戦略を展開する。

(1)雇用・生活保障システムの確立

○トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

- ・ 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

○雇用保険制度の機能強化

- ・ 非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。
- ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成 22 年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成 21 年度第2次補正予算において対応する。
- ・ 平成 23 年度以降については、平成 23 年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。

(2)「雇用戦略」の本格的な推進

○(1)のほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、女性・高齢者・障がい者等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。

2. 環境

—地球温暖化対策と景気回復の両立を目指す

<「エコ消費3本柱」の推進>

- (1)家電エコポイント制度の改善
- (2)エコカー補助の延長等
- (3)住宅版エコポイント制度の創設等

<成長戦略への布石>

- (1)森林・林業再生の加速
- (2)環境・エネルギー技術への挑戦
- (3)交通・産業、地域の低炭素化の推進
- (4)システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進
- (5)資源確保支援
- (6)再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討
- (7)省エネ・環境基準の強化等

<「エコ消費3本柱」の推進>

環境性能の高い家電、自動車、住宅等の普及を促進し、家計の温暖化対策を加速するとともに、景気回復に貢献する。

(1)家電エコポイント制度の改善

<具体的な措置>

○エコポイント制度の改善

(ア)エコポイント制度の延長(平成22年末まで)

- ・ 省エネ家電(地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫)の購入を対

象とするエコポイント制度を9か月延長する(平成22年12月31日まで延長)。あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手続きを改善する。

(イ)対象家電の省エネ基準の強化

- ・ テレビのトップランナー基準を強化し、2012年度までに達成すべき高い省エネ目標基準値を設定する。これに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定する。

(ウ)LED電球等の利用促進

- ・ エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球など即時交換対象商品(LED電球、電球形蛍光灯、充電式ニッケル水素電池)への商品交換を促進する。

(2)エコカー補助の延長等

<具体的な措置>

○環境対応車への購入補助の延長等

(ア)購入補助の延長(平成22年9月末まで)

- ・ 環境対応車の購入に対して一定額を補助する制度を6か月延長(平成22年9月30日まで延長)

(イ)省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善

- ・ 現在の2010年度燃費基準よりも更に厳しい2015年度燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進

(3)住宅版エコポイント制度の創設等

<具体的な措置>

○住宅版エコポイント制度の創設

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業

<成長戦略への布石>

(1) 森林・林業再生の加速

利用間伐を進めるため、人材育成、高性能機械化、施業集約化によるコスト削減を図るとともに、国産材の需要を創出し、森林・林業の再生を図る。

<具体的な措置>

○集約化と利用間伐の推進に資する人材の育成と施業の効率化

- ・ 集約化に必要な森林施業プランナーを育成する。また、先進林業機械の導入を進めるとともに、これを効率的に稼働させるオペレーターや、低コストで耐久性のある路網作設を行うオペレーターの養成を図る。

○森林・林業再生プラン(仮称)の実践

- ・ 先行地域において、地域の全体計画に基づき路網整備、境界確定、高性能林業機械を活用した利用間伐の実践的取組を実施する。

○木材利用の推進

- ・ 防火性能向上に係る建築物の性能認定や、2×4住宅における部材開発等、地域材を活用した木材製品の実用化を図る。
- ・ 地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興

(2) 環境・エネルギー技術への挑戦

地球温暖化対策に資する先端研究設備の整備等を行うとともに、今後数年で実用化が見込まれる有望な環境・エネルギー技術の実証実験を進める。

<具体的な措置>

○環境・エネルギー技術への挑戦

(ア) グリーンイノベーションの推進

- ・ 低炭素社会の実現に不可欠な素材の開発等、革新的な環境技術開発の前倒しや低炭素社会システムの実現に向けた取組の推進

(イ) 環境先端技術研究の推進

(ウ) 低炭素社会構築に向けた研究基盤整備

(エ) 自動車用電池の規格統一化

- ・ 自動車用電池について、規格の統一化を図る。

(オ)LED照明の国際標準化の推進

- ・ LED照明に関して、省エネ性能等を評価するために必要な測光方法の標準化を進める。

(3)交通・産業、地域の低炭素化の推進

多様なエネルギーの効率的利用や二酸化炭素等の削減に向けた交通や産業、地域における取組を支援する。

<具体的な措置>

○交通・産業における環境配慮の取組への支援等

(ア)物流・交通の低炭素化

- ・ 海上交通の低炭素化促進、グリーン物流パートナーシップ会議の取組の拡充等による物流・交通の低炭素化

(イ)「通勤交通グリーン化推進プログラム」の推進

- ・ 「グリーン通勤の日」の設定などにより、マイカーから自転車、鉄道、バス等への転換を促進する取組を推進

(ウ)国内クレジット制度の更なる推進

- ・ 地方自治体等との連携強化により、地域の中小企業等の CO2 排出削減支援を通じ、我が国の6%削減約束の達成に貢献

(エ)地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業の推進

(オ)低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進

○地域における環境配慮の取組への支援等

(ア)「緑の分権改革」の推進

(イ)情報通信技術を用いた地球温暖化対策の推進

(ウ)農山漁村の環境力強化

- ・ 農山漁村の環境力(太陽光、バイオマス等)の活用に向けた地域の実証的な取組を推進

(エ)ITを活用した暮らしの低炭素化の推進

(オ)中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設、チャレンジ25地域づくり事業の推進

(カ) 温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進

- ・ 中小企業や農林業等の地域における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを支援

(4) システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進

鳩山イニシアティブも踏まえ、低炭素型・環境対応インフラ/システム等の海外展開を積極的に支援する等、海外での地球温暖化対策事業等を推進する。

＜具体的な措置＞

○低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開等の推進など海外での地球温暖化対策事業の強化等

(ア) 貿易保険・金融支援

- ・ 貿易保険を活用した民間分野のリスクファイナンスの取組の強化
- ・ 国際協力銀行による民間との協調融資等によるリスクファイナンスの取組の強化

(イ) 低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開支援

- ・ 低炭素型・環境対応インフラ等について、システムとしての海外展開を支援するため、我が国企業が包括的に事業を実施するためのコンソーシアム形成支援

(ウ) 地上デジタル放送日本方式普及

(エ) 気候変動による洪水、旱魃、食糧不足や森林減少・劣化等に対応したアジア・アフリカ等への緊急支援

(5) 資源確保支援

＜具体的な措置＞

○我が国企業による資源上流権益の確保に向けた支援の強化

- ・ (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による、金属鉱物(レアメタル等)分野における開発・生産段階にある鉱山権益等の取得に対する支援制度の創設

- ・ 石油・天然ガス及び金属鉱物(レアメタル等)の上流権益確保支援の原資として、JOGMECによる政府保証借り入れを可能とする制度改正

○レアメタル確保支援

- ・ レアメタル探査の加速、レアメタル国家備蓄の強化

(6)再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

再生可能エネルギー(太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等)の全量買取制度の導入を検討する。

＜具体的な措置＞

○再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

(7)省エネ・環境基準の強化等

予算措置によるインセンティブとあわせて、国民生活や経済活動における地球温暖化対策を推進するため、省エネ法に基づく省エネ基準等関係する基準やルールの見直し等を進める。

＜具体的な措置＞

○省エネ法に基づく省エネ基準の見直し

(ア)建築物の省エネ判断基準の見直し

(イ)エコポイントの対象省エネ家電の省エネ基準の強化(テレビ)(再掲)

(ウ)自動車の燃費基準の強化

○排出抑制等指針の拡充

○白熱電球の2012年までの省エネランプへの生産切替えの推進

○200V化

- ・ 家庭内における電気供給の200V化の推進を検討する。

3. 景気

—金融対策によって景気の下支えを行うとともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。

<金融対策>

- (1)「景気対応緊急保証」の創設等
- (2)セーフティネット貸付等の延長・拡充
- (3)中小企業等に対する金融の円滑化等
- (4)中堅・大企業の資金繰り対策
- (5)デフレ下の実質金利高への対応策
- (6)我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

<住宅投資>

- (1)住宅金融の拡充
- (2)住宅税制の改正
- (3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

<金融対策>

(1)「景気対応緊急保証」の創設等

景気対応緊急保証の創設等により、中小企業者等に対する金融機関からの円滑な資金供給を促進する。

<具体的な措置>

○「景気対応緊急保証」の創設等

(ア)「景気対応緊急保証」の創設

- ・ 来年3月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた信用保証制度に変更する（平成22年度末までの時限措置）。

(イ)保証枠

- ・ 現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに6兆円を追加

(2)セーフティネット貸付等の延長・拡充

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等のセーフティネット貸付等の延長・拡充により、中小企業者等への円滑な資金供給を行う。

<具体的な措置>

○セーフティネット貸付等の延長・拡充

(ア)期限の延長・枠の拡充

- ・ 期限の延長(平成22年度末まで)
- ・ 貸付枠・条件変更目標の追加(約4兆円)

(イ)日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

- ・ 雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- ・ 売上減少対応の金利引下げの継続 等

(ウ)沖縄振興開発金融公庫による金融セーフティネットの確保

- ・ セーフティネット貸付及び沖縄独自制度(観光、離島振興など)に係る拡充措置の適用期限の延長など

(3)中小企業等に対する金融の円滑化等

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。また、中小企業支援施策の「ワンストップサービス」を推進する。

<具体的な措置>

○「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等

- ##### (ア)「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行

(イ)法律の実効性を高めるための検査・監督上の措置

- ・ 検査マニュアル、監督指針の改定等

○下請建設企業支援

- ・ 下請建設企業の経営を支えるための金融支援

○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

- ・ 年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス(資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など)の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催する。

(4)中堅・大企業の資金繰り対策

中堅・大企業に対する資金繰り支援により、企業金融面の目詰まりによる景気の腰折れを防止する。

<具体的な措置>

○日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長等

- ・ 日本政策投資銀行等による危機対応業務(長期資金貸付け等)の延長(平成22年3月末→平成23年3月末)
- ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく出資円滑化制度の延長(平成22年3月末→平成22年9月末)

(5)デフレ下の実質金利高への対応策

デフレの進行に伴う実質金利上昇と円高の下で抑制されている設備投資等の下支えや返済負担の軽減を図る。

<具体的な措置>

○デフレに伴う実質金利高の軽減制度

- ・ デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して(*)、0.5%の引下げを図る。(金利引下げの融資規模:民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資3.7兆円、日本政策金融公庫1.3兆円)
- (*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示

○既往貸付の返済負担の軽減

- ・ デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化

○為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援

- ・ 円高の影響を受ける地域・中小企業の海外販路開拓支援を行う。

(6) 我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

国際協力銀行(JBIC)や貿易保険を活用した我が国企業の海外事業の資金繰り支援を図る。また、貿易保険を活用した中小企業等の海外進出の促進を図る。

<具体的な措置>

○国際協力銀行による海外事業支援緊急業務の延長

○国際協力銀行による本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンの追加実施

○貿易保険を活用した我が国企業の海外進出の促進

- ・ 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進、貿易保険による我が国企業の海外子会社向け資金繰り支援の拡充の延長

<住宅投資>

(1) 住宅金融の拡充

(独)住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度に係る時限的な金利の大幅引下げ等により、住宅投資の拡大を図る。

<具体的な措置>

○優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利の大幅な時限的引下げ等

- ・ 平成22年12月末までの優良住宅の取得に対し、金利引下げ幅を時限的に現行の0.3%から1.0%に拡大する。
- ・ 住宅融資保険の保険料率の引下げを実施する。

(2)住宅税制の改正

○22年度税制改正において、住宅投資の促進に資する贈与税の措置を講ずる。

(3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

<具体的な措置>

○住宅版エコポイント制度の創設(再掲)

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○建築確認手続き等の運用改善

- ・ 建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化を図るため、建築基準法における建築確認手続き等の運用を改善

4. 生活の安心確保

—医療等国民生活の安心を確保する。

- (1) 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等
- (2) 新型インフルエンザ対策の強化
- (3) 医療体制の整備等
- (4) 災害復旧等

(1) 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等

国民の医療に対する安心を確保するため、現行高齢者医療制度廃止までの間、高齢者の負担軽減措置を平成22年度も継続するための財政措置を講じるとともに、生活保護、医療保険を通じた生活支援を確保する。

＜具体的な措置＞

○現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

- ・ 70～74歳の窓口負担軽減措置、被用者保険の被扶養者であった方及び低所得者の保険料軽減措置を継続する。

○生活保護、医療保険による生活支援

- ・ 生活保護、医療保険について、平成21年度に必要となる追加財政措置を講じる。

(2) 新型インフルエンザ対策の強化

新型インフルエンザワクチンの生産能力向上等を図る。

＜具体的な措置＞

○新型インフルエンザ対策の強化

(ア) 国産ワクチン生産能力向上

- ・ 細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

(イ) 新型インフルエンザワクチン接種費用の助成

- ・ 低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

(ウ) 医療機関における設備整備

- ・ 新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備(人工呼吸器等)を整備する。併せて、医療体制が円滑に機能するような環境整備を進める。

(3) 医療体制の整備等

小児科、産科、救急医療等の医療体制の緊急的な整備等を進める。

<具体的な措置>

○大学病院の機能強化

- ・ 周産期医療環境整備のためのNICU(新生児集中治療室)病床等を整備
- ・ 救急医療の最先端機器の整備、病院基盤設備の更新

○医師不足解消に向けた取組

- ・ 地域の医師確保等に向けた大学医学部の教育環境の整備

○難病克服に向けた研究推進

- ・ iPS細胞を用いた難病研究を促進する為の研究基盤整備

○最近の犯罪情勢を踏まえた鑑定体制の強化

○世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出

- ・ 来年1～3月の基金の医療経費の不足分を緊急に拠出

(4) 災害復旧等

本年に発生した豪雨、台風等による災害及び過年発生災害についての早期復旧と再度災害の防止等に万全を期す。

5. 地方支援

一本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援(2) 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等 |
|--|

(1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。

<具体的な措置>

○地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

- ・ 地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

(2) 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

地方公共団体に必要な財源を適切に確保するため、21年度の国税収入の減額補正に伴う地方交付税の法定率分減少額3兆円程度と同額について一般会計からの繰入れを行い、当初予算の地方交付税総額を確保するとともに、地方税等の減収について減収補てん債等適切な措置を講じる。

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

- (1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」
- (2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」
- (3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

<具体的な措置>

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・ 利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ)イコールフットイングによる株式会社・NPO の参入促進

- ・ 株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・ また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ)幼保一体化の推進

- ・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

○環境・エネルギー分野での制度・規制改革

(ア)森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備

- ・ 路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。

(イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

- ・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当
— 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。
- ・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し
— 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。

②構造改革特別区域（特区）制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

<具体的な措置>

○特区制度の活用

- ・ これまでの特区提案（第1次～16次）のうち、第16次提案について処理を促進（来年1月中を目途に結論）するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- ・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け、速やかな処理に努める（平成22年3月末まで）。

(2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」

国民一人ひとりが、人を支えるという役割を積極的に担うことにより、新たな雇用の場を創造する。そのため、NPOや社会起業家など「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を本格的に推進する。さらに、社会的企業の法制面の検討や関係者が幅広く参加する「円卓会議」を開催する。

<具体的な措置>

○地域社会雇用創造事業の創設(再掲)

(ア)社会起業インキュベーション事業

- ・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ)社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○「社会的企業」の法制面の検討(寄付金税制を含む)

- ・ 国民の社会的活動への多様な参画を促進する観点から、社会的企業の起業、活動が促進されるよう法制面から検討する(NPOなどの法人制度のあり方や寄付金税制の問題も含む)。

○「『新しい公共』を実現する円卓会議」の開催

- ・ 「新しい公共」の考え方を国民各層の自発的な取組や行動に結びつけるため、NPO・企業・学者等による対話・協働を行う場として、円卓会議を開催する。

(3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

ワーク・ライフ・バランスやワーク・シェアリング推進の観点から、年次有給休暇や育児休業等の取得促進、休暇分散取得等を政労使一丸となって推進し、経済・雇用創出を目指す。

<具体的な措置>

○休暇取得促進に向けての政労使合意と取組

- ・ 「雇用戦略対話」等を通じて、政労使の合意形成と取組を推進

○休暇取得促進への支援措置(指針見直し等)

- ・ 休暇取得を促進するため、労働時間等設定改善法に基づく「指針」を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る。また、「指針」を踏まえ、一定日数以上の連続した休暇の取得など更なる具体的な改善措置を行った事業主を助成

○休暇分散取得等の推進(再掲)

- ・ ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援する。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を作る。

(本対策の国費・事業規模)

- 本対策の実施に伴う国費及び事業費の規模は、別紙のとおり。本対策は、第1次補正予算の見直しにより捻出した財源等を活用することとし、新規国債の追加発行は極力行わない。

(注) 本対策の経済効果及び雇用効果については、関連する予算や施策の内容を精査した上、明らかにしていくこととする。

(別紙)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模

(単位：兆円)

	国費	事業費
1. 雇用	0.6 程度	0.6 程度
<緊急対応>	0.3 程度	0.3 程度
<成長戦略への布石>	0.4 程度	0.4 程度
2. 環境	0.8 程度	4.1 程度
<「エコ消費3本柱」の推進>	0.6 程度	3.9 程度
<成長戦略への布石>	0.2 程度	0.2 程度
3. 景気	1.7 程度	18.6 程度
<金融対策>	1.2 程度	10.4 程度
<住宅投資>	0.5 程度	8.2 程度
4. 生活の安心確保	0.8 程度	1.0 程度
5. 地方支援	3.5 程度	3.5 程度
<きめ細かなインフラ整備支援の交付金>	0.5 程度	0.5 程度
<交付税減少額の補てん等>	3.0 程度	3.0 程度
6. 「国民潜在力」の発揮	—	—
合 計	7.2 程度	24.4 程度
	(注)	(注)

(注) 「住宅版エコポイント制度の創設」については、2. 「エコ消費3本柱」の推進、及び3. 住宅投資に該当するため合計から重複額を控除している。

社会保障審議会第30回少子化対策特別部会意見要旨

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて

委員：三鷹市長 清原 慶子

(1) 日本が直面している少子化がもたらす諸課題は幅広く、その解決に向けての施策も広範囲に及ぶ。その中で、本部会では、「すべての子どもの健やかな育ち」の実現を基本的視点において、多角的に審議してきたことは有意義であり、そのことは、政権交代後も尊重されるべきものである。政府におかれては、これまでの少子化対策特別部会の審議経過と提案を尊重した制度づくりを早急に進めていただきたい。

(2) 新たな制度づくりは、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」(2008年5月発表)で示されているように、「包括性、体系性」を持ちつつ、各自治体が地域の特性や実情に適合的に対応できる柔軟な制度として構成されるべきである。私は、国民に最も身近な基礎自治体(市町村)の行政サービスの提供と自治体経営の責任を持つ立場として、子育て支援のサービスと担い手の多様化と、最適な財源と負担のあり方を常に問題意識として持って本部会に参加してきた。現時点は、次世代育成支援施策に関する従来複雑であった費用のあり方を見直すチャンスであり、有効に生かさなければならない。

(3) 「現金給付」については、政権交代がなされて3カ月の現状における、基礎自治体としての懸念のひとつとして「子ども手当」がある。従来、市町村は「児童手当」については一定の負担をしていたが、マニフェストでは子ども手当は金額が多く所得制限もなく、国費負担とされていた。そこで、仮に一部が市町村負担となると、市町村への税財源の移譲がないとともに、来年度の大幅な税収減が想定される中では実施については深刻な危機感が持たれている。

(4) 「現物給付」については、新たな制度体系においては、むしろ、地方自治体に新たな財政負担を強いることなく、市町村が地方分権・地域主権の理念のもとで、地域の実情に適合的な施策が実現できるよう、包括的かつ柔軟性を持つ財源保障を伴うことが不可欠である。仮に「現金給付」について国費負担とするが、「現物給付」については自治体の一般財源化をというような極端な判断がなされるようになれば、市町村ではとても受けられるような財政構造及び状況にはない。そこで、保育サービスはじめ子育て支援サービスに大きな混乱が生じ、地域格差が拡大するおそれがある。すべての子どもにナショナル・ミニマムは保障されなければならないし、地域の実情に応じた柔軟性が発揮できるための税財源の移譲が先決である。

(5) 三鷹市を含む基礎自治体においては、現在、「次世代育成支援対策推進法」にもとづいて平成22年度から平成26年度までの「次世代育成支援行動計画(後期計画)」の策定に取り組んでいる。後期計画では、地域における多様な活動主体の連携協力による環境整備を、具体的な数値目標を伴う個別計画として設計していくことになっている。法定計画であることから、国と地方の費用負担との関係を国が早急に明示することが求められている。本計画は次年度予算編成にも大きく影響することから、国による早期の方針決定を強く要望したい。

言うまでもなく、次世代育成支援の新しい制度づくりにおいては、マニフェストにある「国と地方の協議の場」で基礎自治体代表を含めて、最優先で協議されるべき課題の一つである。